

第1編 総則

頁	改正案	現行																																																														
1-21	<p>第2章 防災体制 第2節 防災体制（略）</p> <p><b>2 職員の配備区分</b></p> <p>(1) 職員の配備体制</p> <p>各配備体制における配備基準等については、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="311 504 1528 1648"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>対象職員</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">予備体制</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度3」の揺れが発生したとき</td> <td rowspan="2">危機管理監が定めた者</td> <td rowspan="4">主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 早期警戒情報(気象庁)の警報級の可能性「高」が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1号体制 (注意体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度4」の揺れが発生したとき</td> <td>・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 大雨・洪水注意報が発表されたとき</td> <td>危機管理課の主幹級以上の職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号体制 (警戒体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度5弱」の揺れが発生したとき</td> <td>・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員</td> <td rowspan="2">災害状況の調査及び緊急体制の実施に備えて活動する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 大雨・洪水警報が発表されたとき、又は水防団待機水位に達したとき</td> <td>危機管理課職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号体制 (緊急体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度5強」の揺れが発生したとき</td> <td>全職員</td> <td rowspan="2">応急対策の実施及び非常体制の実施に備えて活動する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 氾濫注意水位に達したとき、又は市長が必要と認めるとき</td> <td>・災害対策本部員 ・災害対策本部要員 ・必要に応じて全職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号体制 (非常体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度6弱以上」の揺れが発生したとき</td> <td rowspan="2">全職員</td> <td rowspan="2">組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 避難判断水位に達し、災害対策本部が高齢者等避難の発令を決定したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設所管課は、被害の発生が予想される場合は所管施設等の事前対策及び被害状況の確認を実施する(必要に応じて危機管理課から依頼)。 ※都市整備部、建設部、環境経済部、消防本部においては、これによらず部内基準に基づき対応する。</p>	配備体制	配備基準	対象職員	活動内容	予備体制	(地震) 原則として市内で「震度3」の揺れが発生したとき	危機管理監が定めた者	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	(風水害等) 早期警戒情報(気象庁)の警報級の可能性「高」が発表されたとき	1号体制 (注意体制)	(地震) 原則として市内で「震度4」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員	(風水害等) 大雨・洪水注意報が発表されたとき	危機管理課の主幹級以上の職員	2号体制 (警戒体制)	(地震) 原則として市内で「震度5弱」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員	災害状況の調査及び緊急体制の実施に備えて活動する体制	(風水害等) 大雨・洪水警報が発表されたとき、又は水防団待機水位に達したとき	危機管理課職員	3号体制 (緊急体制)	(地震) 原則として市内で「震度5強」の揺れが発生したとき	全職員	応急対策の実施及び非常体制の実施に備えて活動する体制	(風水害等) 氾濫注意水位に達したとき、又は市長が必要と認めるとき	・災害対策本部員 ・災害対策本部要員 ・必要に応じて全職員	4号体制 (非常体制)	(地震) 原則として市内で「震度6弱以上」の揺れが発生したとき	全職員	組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制	(風水害等) 避難判断水位に達し、災害対策本部が高齢者等避難の発令を決定したとき	<p>第2章 防災体制 第2節 防災体制（略）</p> <p><b>2 職員の配備区分</b></p> <p>(1) 職員の配備体制</p> <p>各配備体制における配備基準等については、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1617 504 2834 1648"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>対象職員</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">予備体制</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度3」の揺れが発生したとき</td> <td rowspan="2">危機管理監が定めた者</td> <td rowspan="4">主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 早期警戒情報(気象庁)の警報級の可能性「高」が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1号体制 (注意体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度4」の揺れが発生したとき</td> <td>・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 大雨・洪水注意報が発表されたとき</td> <td>危機管理課の主幹級以上の職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号体制 (警戒体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度5弱」の揺れが発生したとき</td> <td>・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員</td> <td rowspan="2">災害状況の調査及び緊急体制の実施に備えて活動する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 大雨・洪水警報が発表されたとき、又は水防団待機水位に達したとき</td> <td>危機管理課職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号体制 (緊急体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度5強」の揺れが発生したとき</td> <td>全職員</td> <td rowspan="2">応急対策の実施及び非常体制の実施に備えて活動する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 氾濫注意水位に達したとき、又は市長が必要と認めるとき</td> <td>・災害対策本部員 ・災害対策本部要員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号体制 (非常体制)</td> <td>(地震) 原則として市内で「震度6弱以上」の揺れが発生したとき</td> <td rowspan="2">全職員</td> <td rowspan="2">組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制</td> </tr> <tr> <td>(風水害等) 避難判断水位に達し、災害対策本部が高齢者等避難の発令を決定したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設所管課は、被害の発生が予想される場合は所管施設等の事前対策及び被害状況の確認を実施する(必要に応じて危機管理課から依頼)。 ※都市整備部、建設部、環境経済部、消防本部においては、これによらず部内基準に基づき対応する。</p>	配備体制	配備基準	対象職員	活動内容	予備体制	(地震) 原則として市内で「震度3」の揺れが発生したとき	危機管理監が定めた者	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	(風水害等) 早期警戒情報(気象庁)の警報級の可能性「高」が発表されたとき	1号体制 (注意体制)	(地震) 原則として市内で「震度4」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員	(風水害等) 大雨・洪水注意報が発表されたとき	危機管理課の主幹級以上の職員	2号体制 (警戒体制)	(地震) 原則として市内で「震度5弱」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員	災害状況の調査及び緊急体制の実施に備えて活動する体制	(風水害等) 大雨・洪水警報が発表されたとき、又は水防団待機水位に達したとき	危機管理課職員	3号体制 (緊急体制)	(地震) 原則として市内で「震度5強」の揺れが発生したとき	全職員	応急対策の実施及び非常体制の実施に備えて活動する体制	(風水害等) 氾濫注意水位に達したとき、又は市長が必要と認めるとき	・災害対策本部員 ・災害対策本部要員	4号体制 (非常体制)	(地震) 原則として市内で「震度6弱以上」の揺れが発生したとき	全職員	組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制	(風水害等) 避難判断水位に達し、災害対策本部が高齢者等避難の発令を決定したとき
配備体制	配備基準	対象職員	活動内容																																																													
予備体制	(地震) 原則として市内で「震度3」の揺れが発生したとき	危機管理監が定めた者	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制																																																													
	(風水害等) 早期警戒情報(気象庁)の警報級の可能性「高」が発表されたとき																																																															
1号体制 (注意体制)	(地震) 原則として市内で「震度4」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員																																																														
	(風水害等) 大雨・洪水注意報が発表されたとき	危機管理課の主幹級以上の職員																																																														
2号体制 (警戒体制)	(地震) 原則として市内で「震度5弱」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員	災害状況の調査及び緊急体制の実施に備えて活動する体制																																																													
	(風水害等) 大雨・洪水警報が発表されたとき、又は水防団待機水位に達したとき	危機管理課職員																																																														
3号体制 (緊急体制)	(地震) 原則として市内で「震度5強」の揺れが発生したとき	全職員	応急対策の実施及び非常体制の実施に備えて活動する体制																																																													
	(風水害等) 氾濫注意水位に達したとき、又は市長が必要と認めるとき	・災害対策本部員 ・災害対策本部要員 ・必要に応じて全職員																																																														
4号体制 (非常体制)	(地震) 原則として市内で「震度6弱以上」の揺れが発生したとき	全職員	組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制																																																													
	(風水害等) 避難判断水位に達し、災害対策本部が高齢者等避難の発令を決定したとき																																																															
配備体制	配備基準	対象職員	活動内容																																																													
予備体制	(地震) 原則として市内で「震度3」の揺れが発生したとき	危機管理監が定めた者	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制																																																													
	(風水害等) 早期警戒情報(気象庁)の警報級の可能性「高」が発表されたとき																																																															
1号体制 (注意体制)	(地震) 原則として市内で「震度4」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員																																																														
	(風水害等) 大雨・洪水注意報が発表されたとき	危機管理課の主幹級以上の職員																																																														
2号体制 (警戒体制)	(地震) 原則として市内で「震度5弱」の揺れが発生したとき	・危機管理課職員 ・公共施設所管課の主幹級以上の職員	災害状況の調査及び緊急体制の実施に備えて活動する体制																																																													
	(風水害等) 大雨・洪水警報が発表されたとき、又は水防団待機水位に達したとき	危機管理課職員																																																														
3号体制 (緊急体制)	(地震) 原則として市内で「震度5強」の揺れが発生したとき	全職員	応急対策の実施及び非常体制の実施に備えて活動する体制																																																													
	(風水害等) 氾濫注意水位に達したとき、又は市長が必要と認めるとき	・災害対策本部員 ・災害対策本部要員																																																														
4号体制 (非常体制)	(地震) 原則として市内で「震度6弱以上」の揺れが発生したとき	全職員	組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制																																																													
	(風水害等) 避難判断水位に達し、災害対策本部が高齢者等避難の発令を決定したとき																																																															

第2編 震災対策編

頁	改正案	現行
2-16	<p>第2章 施策ごとの具体的計画</p> <p>第1節 自助、共助による防災力の向上 (略)</p> <p>第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>ア 災害ボランティアの支援及び活動の環境整備【<u>地域共生社会推進課</u>】</p> <p>イ 災害ボランティア登録制度の周知【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>第2章 施策ごとの具体的計画</p> <p>第1節 自助、共助による防災力の向上 (略)</p> <p>第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>ア 災害ボランティアの支援及び活動の環境整備【<u>福祉課</u>】</p> <p>イ 災害ボランティア登録制度の周知【<u>福祉課</u>】</p>
2-20	<p>第3 応急対策 (略)</p> <p>(ア) ボランティアニーズの調整</p> <p>各部は、ボランティアの協力が必要な場合には、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間等必要事項を明示して、<u>地域共生社会推進課</u>に要請する。<u>地域共生社会推進課</u>は、各部からの要請内容を整理し、市社会福祉協議会と調整の上、派遣ボランティア等を作業種別ごとに振り分けする等の調整を実施する。なお、専門分野のボランティアが必要な場合は、県に派遣要請を実施する。</p>	<p>第3 応急対策 (略)</p> <p>(ア) ボランティアニーズの調整</p> <p>各部は、ボランティアの協力が必要な場合には、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間等必要事項を明示して、<u>福祉課</u>に要請する。<u>福祉課</u>は、各部からの要請内容を整理し、市社会福祉協議会と調整の上、派遣ボランティア等を作業種別ごとに振り分けする等の調整を実施する。なお、専門分野のボランティアが必要な場合は、県に派遣要請を実施する。</p>
2-23	<p>第2節 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>(5) 土地利用状況</p> <p>土地利用状況は、令和2年度末時点で自然的土地利用※(農地、山林)が<u>55.7%</u>、都市的土地利用※(住宅、商業、工業、公共公益)が<u>44.3%</u>となっている。</p> <p>(6) 人口集中地区・市街化区域</p> <p>人口集中地区(D I D地区)は、秩父鉄道行田市駅・市役所周辺の市中心部と、J R行田駅周辺の新市街地を中心に広がっている。D I D面積は増加傾向であるが、D I D人口は平成17年に初めて減少に転じ、平成22年度も減少している。</p> <p>秩父鉄道行田市駅・持田駅・東行田駅周辺、J R行田駅周辺、南河原支所周辺、行田みなみ産業団地が市街化区域※に指定され、その面積は<u>1,160ha</u>(市域の<u>17.2%</u>)</p> <p>(7) 道路の整備</p> <p>都市計画道路は全て幹線道路で13路線あり、その延長は49.310kmである。そのうち改良済みは<u>41.038km (83.22%)</u>で未改良は<u>8.272km (16.78%)</u>である。</p> <p>都市計画道路3・1・1熊谷バイパスと都市計画道路3・3・2国道125号行田バイパスは<u>計画幅員で整備済み</u>であり、<u>未改良区間についても、順次整備を進めている。</u></p> <p>(8) 面整備状況</p> <p>土地区画整理事業などの面的整備事業は、J R行田駅周辺及び工業系土地利用エリアを主として実施しており、市街化区域面積に対する割合は<u>約32%</u>となっている。</p>	<p>第2節 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>(5) 土地利用状況</p> <p>土地利用状況は、令和2年度末時点で自然的土地利用※(農地、山林)が<u>57.6%</u>、都市的土地利用※(住宅、商業、工業、公共公益)が<u>42.4%</u>となっている。</p> <p>(6) 人口集中地区・市街化区域</p> <p>人口集中地区(D I D地区)は、秩父鉄道行田市駅・市役所周辺の市中心部と、J R行田駅周辺の新市街地を中心に広がっている。D I D面積は増加傾向であるが、D I D人口は平成17年に初めて減少に転じ、平成22年度も減少している。</p> <p>秩父鉄道行田市駅・持田駅・東行田駅周辺、J R行田駅周辺、南河原支所周辺、行田みなみ産業団地が市街化区域に指定され、その面積は<u>1,168ha</u>(市域の<u>17.3%</u>)となっている。</p> <p>(7) 道路の整備</p> <p>都市計画道路は全て幹線道路で13路線あり、その延長は49.310kmである。そのうち改良済みは<u>40.753km (82.65%)</u>で概成済みは<u>8.557km (17.35%)</u>である。</p> <p>都市計画道路3・1・1熊谷バイパス(<u>国道17号</u>)と都市計画道路3・3・2国道125号行田バイパスは<u>開通済み</u>であり、<u>未改良区間の多い市街地幹線道路についても、順次整備が進められている。</u></p> <p>(8) 面整備状況</p> <p>土地区画整理事業などの面的整備事業は、J R行田駅周辺及び工業系土地利用エリアを主として実施しており、市街化区域面積に対する割合は<u>約31.49%</u>となっている。</p>

<p>2-25</p>	<p>第2 予防・事前対策（略）</p> <p>エ 社会資本の老朽化対策の推進【道路治水課】</p> <p>市は、管理する道路橋 <u>693 橋（令和7年3月現在）</u>のうち、道路交通網への影響が大きい橋長 15m 以上の橋りょう <u>47 橋</u>を対象として行田市橋梁長寿命化修繕計画を策定している。</p> <p>市は計画に基づき、老朽化した橋りょうの修繕や架替えを推進するとともに、2m 以上の橋りょうを対象に、5年に1度の道路橋定期点検を実施し老朽化対策を図る。</p>	<p>第2 予防・事前対策（略）</p> <p>エ 社会資本の老朽化対策の推進【道路治水課】</p> <p>市は、管理する道路橋 <u>695 橋（令和3年3月現在）</u>のうち、道路交通網への影響が大きい橋長 15m 以上の橋りょう <u>51 橋</u>を対象として行田市橋梁長寿命化修繕計画を策定している。</p> <p>市は計画に基づき、老朽化した橋りょうの修繕や架替えを推進するとともに、2m 以上の橋りょうを対象に、5年に1度の道路橋定期点検を実施し老朽化対策を図る。</p>
<p>2-56</p>	<p>第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保（略）</p> <p>第3 応急対策（略）</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 電気施設応急対策【東京電力パワーグリッド(株)】</p> <p><u>災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。</u></p> <p><u>(イ) 広報活動</u></p> <p><u>a 電気事故防止PR</u></p> <p><u>災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。</u></p> <p><u>①無断昇柱、無断工事をしないこと。</u></p> <p><u>②電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド(株)に通報すること。</u></p> <p><u>③断線垂下している電線には絶対さわらないこと。</u></p> <p><u>④浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。</u></p> <p><u>⑤漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。</u></p> <p><u>⑥大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感電ブレーカーを取付けること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。</u></p> <p><u>⑦屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。</u></p> <p><u>⑧電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</u></p> <p><u>⑨その他事故防止のため留意すべき事項</u></p> <p><u>b PRの方法</u></p> <p><u>電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</u></p> <p><u>(ウ) 削除</u></p>	<p>第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保（略）</p> <p>第3 応急対策（略）</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 電気施設応急対策【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社】</p> <p><u>地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 災害時における広報宣伝</u></p> <p><u>災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行うものとする。</u></p> <p><u>○無断昇柱、無断工事をしないこと。</u></p> <p><u>○電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド(株)に通報すること。</u></p> <p><u>○断線垂下している電線には絶対さわらないこと。</u></p> <p><u>○浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。</u></p> <p><u>○屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</u></p> <p><u>○警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。</u></p> <p><u>○地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。</u></p> <p><u>○その他事故防止のため留意すべき事項</u></p> <p><u>・広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS、インターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 災害時における危険予防措置</u></p> <p><u>電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察・消防機関等から送電停止の要請があった場合には、</u></p>

<p>2-62</p>	<p>第4 復旧対策 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 電気施設復旧対策【東京電力パワーグリッド(株)】</p> <p>(イ) 災害時における復旧資材の確保</p> <p>a 調達  <u>予備品貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。</u></p> <p><u>b 現地調達</u></p> <p>c 本(支)部相互の流用</p> <p><u>d 電力会社等からの融通</u></p> <p>e 輸送  <u>災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。</u></p> <p>f 復旧資材置場等の確保  <u>災害時において、復旧資材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図るものとする。</u></p> <p>(イ) 復旧順位  <u>災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、次に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行うものとする。</u></p> <p>a 送電設備</p> <p>①全回線送電不能の主要線路</p> <p>②全回線送電不能のその他の線路</p> <p>③一部回線送電不能の主要線路</p> <p>④一部回線送電不能のその他の線路</p> <p>b 変電設備</p> <p>①主要幹線の復旧に係る送電用変電所</p>	<p><u>適切な予防措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第4 復旧対策 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 電気施設復旧対策【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社】</p> <p>(イ) 災害時における復旧資材の確保</p> <p>a 調達  <u>非常災害対策本(支)部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。</u></p> <p><u>b 請負工事会社保管在庫の相互流用</u></p> <p>c 本(支)部相互の流用</p> <p><u>d 本店対策本部に対する応急資材の請求</u></p> <p>e 輸送  <u>非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図るものとする。</u>  <u>なお、道路被害状況(橋りょう損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他)については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図るものとする。</u></p> <p>f 復旧資材置場の確保  <u>災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合(他人の土地を使用する必要がある場合等)には、当該地域の地方防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図るものとする。</u></p> <p>(イ) 復旧順位  <u>災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行うものとする。</u></p>
-------------	---	--

	<p><u>②重要施設に配電する中間・配電用変電所</u>  <u>(この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)</u></p> <p><u>c 配電設備</u></p> <p><u>①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線</u></p> <p><u>②その他の回線</u></p> <p><u>d 通信設備</u></p> <p><u>①給電指令回線(制御・監視および保護回線)</u></p> <p><u>②災害復旧に使用する保安回線</u></p> <p><u>③その他保安回路</u></p>	
<p>2-64</p>	<p>ウ 上水道施設復旧対策</p> <p>(ア) 応急復旧の実施</p> <p>市は、被害状況、作業の難易及び復旧資材の調達状況を考慮し、<u>上下水道で情報共有を行いながら</u>緊急度に応じ復旧工事を実施するが、原則として取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進めて、できるだけ早期の配水復旧を目標とする。</p> <p>第4節 応急対応力の強化(略)</p> <p>第2 予防・事前対策(略)</p>	<p>ウ 上水道施設復旧対策</p> <p>(ア) 応急復旧の実施</p> <p>市は、被害状況、作業の難易及び復旧資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ復旧工事を実施するが、原則として取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進めて、できるだけ早期の配水復旧を目標とする。</p> <p>第4節 応急対応力の強化(略)</p> <p>第2 予防・事前対策(略)</p>
<p>2-66</p>	<p>ウ 電源、非常用通信手段等の確保【危機管理課】</p> <p>市は、市役所を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう体制を整備する。</p> <p>あわせて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車(EV)、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。</p> <p>また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や<u>行政機関における情報共有や孤立集落の状況把握、衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用</u>、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。</p>	<p>ウ 電源、非常用通信手段等の確保【危機管理課】</p> <p>市は、市役所を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう体制を整備する。</p> <p>あわせて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車(EV)、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。</p> <p>また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。</p>
<p>2-70</p>	<p>イ 応援受入体制の整備【危機管理課】</p> <p>【想定される応援(例示)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が締結する相互応援協定に基づく人的・物的応援</li> <li>・国によるプッシュ型の物的支援</li> <li>・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援</li> <li>・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援</li> </ul>	<p>イ 応援受入体制の整備【危機管理課】</p> <p>【想定される応援(例示)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が締結する相互応援協定に基づく人的・物的応援</li> <li>・国によるプッシュ型の物的支援</li> <li>・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援</li> <li>・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊 (TEC- FORCE)、総務省の災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM)、災害派遣医療チーム (DMAT)、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム (DPAT)、<u>災害支援ナース</u>、災害派遣福祉チーム (DWAT)、<u>日本災害リハビリテーション支援協会 (JRAT)</u>、<u>日本栄養士災害支援チーム (JDA-DAT)</u>、災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)、警察庁の災害対応指揮支援チーム (D-SUT)、<u>被災地学び支援派遣等枠組み (D-EST)</u>、災害時情報集約支援チーム (ISUT)、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理等</li> <li>・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、医師会・看護協会等による救護班等</li> <li>・公共的団体による応援</li> <li>・ボランティア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊 (TEC- FORCE)、総務省の災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM)、災害派遣医療チーム (DMAT)、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム (DPAT)、災害派遣福祉チーム (DWAT)、災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)、警察庁の災害対応指揮支援チーム (D-SUT)、災害時情報集約支援チーム (ISUT)、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理等</li> <li>・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、医師会・看護協会等による救護班等</li> <li>・公共的団体による応援</li> <li>・ボランティア</li> </ul>																										
<p>2-71</p>	<p>(7) 受援計画に基づく受援体制の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>○応援職員が担う業務範囲に限定した簡易な避難所運営マニュアルを整備しておく。</u></p> <p><u>○感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。</u></p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。<u>さらに、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(7) 受援計画に基づく受援体制の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>○新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>																										
<p>2-71</p>	<p>第3 応急対策 (略)</p> <p>イ 物資支援の準備</p> <p>市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム (B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>	<p>第3 応急対策 (略)</p> <p>イ 物資支援の準備</p> <p>市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>																										
<p>2-79</p>	<p>ウ 災害派遣活動</p> <p>【範囲及び活動内容】</p> <table border="1" data-bbox="332 1453 1448 1890"> <thead> <tr> <th>範囲</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>10 炊飯及び給水支援</td> <td>緊急を要し他に適当な手段がない場合</td> </tr> <tr> <td><u>11 入浴支援</u></td> <td><u>野外入浴セットによる被災者の心身の健康維持</u></td> </tr> <tr> <td><u>12 救援物資の無償貸付又は譲与</u></td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。(ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)</td> </tr> <tr> <td><u>13 交通規制の支援</u></td> <td>車両の通行がふくそうする地点にある緊急車両及び緊急通行車両を対象とする。</td> </tr> <tr> <td><u>14 危険物の保安及び</u></td> <td>能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td> </tr> </tbody> </table>	範囲	活動内容	(略)		10 炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合	<u>11 入浴支援</u>	<u>野外入浴セットによる被災者の心身の健康維持</u>	<u>12 救援物資の無償貸付又は譲与</u>	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。(ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)	<u>13 交通規制の支援</u>	車両の通行がふくそうする地点にある緊急車両及び緊急通行車両を対象とする。	<u>14 危険物の保安及び</u>	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	<p>ウ 災害派遣活動</p> <p>【範囲及び活動内容】</p> <table border="1" data-bbox="1647 1436 2763 1890"> <thead> <tr> <th>範囲</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>10 炊飯及び給水支援</td> <td>緊急を要し他に適当な手段がない場合</td> </tr> <tr> <td><u>11 救援物資の無償貸付又は譲与</u></td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。(ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)</td> </tr> <tr> <td><u>12 交通規制の支援</u></td> <td>車両の通行がふくそうする地点にある緊急車両及び緊急通行車両を対象とする。</td> </tr> <tr> <td><u>13 危険物の保安及び</u></td> <td>能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td> </tr> </tbody> </table>	範囲	活動内容	(略)		10 炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合	<u>11 救援物資の無償貸付又は譲与</u>	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。(ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)	<u>12 交通規制の支援</u>	車両の通行がふくそうする地点にある緊急車両及び緊急通行車両を対象とする。	<u>13 危険物の保安及び</u>	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
範囲	活動内容																											
(略)																												
10 炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合																											
<u>11 入浴支援</u>	<u>野外入浴セットによる被災者の心身の健康維持</u>																											
<u>12 救援物資の無償貸付又は譲与</u>	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。(ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)																											
<u>13 交通規制の支援</u>	車両の通行がふくそうする地点にある緊急車両及び緊急通行車両を対象とする。																											
<u>14 危険物の保安及び</u>	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																											
範囲	活動内容																											
(略)																												
10 炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合																											
<u>11 救援物資の無償貸付又は譲与</u>	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。(ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)																											
<u>12 交通規制の支援</u>	車両の通行がふくそうする地点にある緊急車両及び緊急通行車両を対象とする。																											
<u>13 危険物の保安及び</u>	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																											

	<table border="1"> <tr> <td>除去</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>15</u> 予防派遣</td> <td>風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合</td> </tr> <tr> <td><u>16</u> その他</td> <td>知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。</td> </tr> </table>	除去		<u>15</u> 予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合	<u>16</u> その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。				<table border="1"> <tr> <td>除去</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>14</u> 予防派遣</td> <td>風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合</td> </tr> <tr> <td><u>15</u> その他</td> <td>知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。</td> </tr> </table>	除去		<u>14</u> 予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合	<u>15</u> その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。
除去																	
<u>15</u> 予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合																
<u>16</u> その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。																
除去																	
<u>14</u> 予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合																
<u>15</u> その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。																
2-133	<p>第8節 避難対策 (略)</p> <p>第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>(カ) 市民への周知</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>○指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、<u>家庭動物の受け入れ方法</u>に関すること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>				<p>第8節 避難対策 (略)</p> <p>第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>(カ) 市民への周知</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>○指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路に関すること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>												
2-134	<p>(キ) 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」<u>及び「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き</u>」に基づき、市民、施設管理者、その他防災関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。</p> <p>また、マニュアルに即した避難所開設・運営に係る職員研修会や訓練を実施するとともに、市民への周知に努める。</p>				<p>(キ) 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、市民、施設管理者、その他防災関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。</p> <p>また、マニュアルに即した避難所開設・運営に係る職員研修会や訓練を実施するとともに、市民への周知に努める。</p>												
2-140	<p>第3 応急対策 (略)</p> <p>(ア) 要配慮者や女性、<u>性的マイノリティ</u>への配慮</p> <p>市は、次の事項に留意の上、要配慮者や女性に対する避難所生活を支援する。</p> <p>○要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等は開設当初から設置できるよう努める。</p> <p>※クールダウンスペースとは、環境の変化によりパニックを起こした要配慮者等を落ち着かせるための場所である。</p> <p>○男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u>ものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</p> <p>○女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>○LGBTQなど<u>性的マイノリティ</u>から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(<u>性的マイノリティ</u>本人の了解なしに<u>性的マイノリティ</u>であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。</p> <p style="text-align: center;"><u>また、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援の実施(災害ケースマネジメント)の</u></p>				<p>第3 応急対策 (略)</p> <p>(ア) 要配慮者や女性への配慮</p> <p>市は、次の事項に留意の上、要配慮者や女性に対する避難所生活を支援する。</p> <p>○要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等は開設当初から設置できるよう努める。</p> <p>※クールダウンスペースとは、環境の変化によりパニックを起こした要配慮者等を落ち着かせるための場所である。</p> <p>○男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</p> <p>○女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>○LGBTQなど<u>性的少数者</u>から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(<u>性的少数者</u>本人の了解なしに<u>性的少数者</u>であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。</p>												

<p>2-140</p>	<p style="text-align: center;"><u>体制について検討する。</u></p> <p>(キ) 生活環境への配慮 市は、<u>避難所開設当初からパーティション等を設置するよう努めるなど</u>、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保のため、避難者のプライバシーの確保に十分配慮する。 そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、生活用水の確保、福祉的な支援の実施など</u>、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(キ) 生活環境への配慮 市は、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保のため、避難者のプライバシーの確保に十分配慮する。 そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>2-141</p>	<p>(ク) 避難者の健康管理 市は、避難所において良好な衛生状態を保つよう努め、<u>避難者の健康状態の十分な把握や健康に関する支援を行い</u>、必要に応じて救護所を設置する。 (略)</p>	<p>(ク) 避難者の健康管理 市は、避難所において良好な衛生状態を保つよう努め、<u>避難者の健康状態を十分把握し</u>、必要に応じて救護所を設置する。 (略)</p>
<p>2-143</p>	<p>(カ) 避難者と共に避難した動物の取扱い 市は、避難所における動物の取扱いについて、次の事項を実施することで、避難所環境を確保する。 <u>○避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u> ○盲導犬、聴導犬、介助犬を除く動物における居住スペースの持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。 (略)</p>	<p>(カ) 避難者と共に避難した動物の取扱い 市は、避難所における動物の取扱いについて、次の事項を実施することで、避難所環境を確保する。  ○盲導犬、聴導犬、介助犬を除く動物における居住スペースの持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。 (略)</p>
<p>2-144</p>	<p>オ 避難所外避難者対策 <u>市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。</u> <u>また、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報に努めるものとし、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導の配布等を実施する。</u></p>	<p>オ 避難所外避難者対策 <u>市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導の配布等を実施する。</u></p>

2-146	<p>第9節 災害時の要配慮者対策</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>1 要配慮者の現況</p> <p>平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。また、阪神・淡路大震災では死者総数5,502人(最終的には6,434人)のうち、65歳以上の高齢者の死者数が3,193人と全体の約半数を占めた。</p> <p>市も年々高齢化が進み、<u>令和7年1月1日現在</u>の老年人口(総人口に占める65歳以上の人口)は<u>25,789人</u>と、市の総人口の<u>33.1%</u>を占めている。</p> <p>また、外国人人口も<u>令和7年1月1日現在</u>で、<u>2,429人</u>と市の総人口の<u>3.1%</u>を占めている。</p>	<p>第9節 災害時の要配慮者対策</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>1 要配慮者の現況</p> <p>平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。また、阪神・淡路大震災では死者総数5,502人(最終的には6,434人)のうち、65歳以上の高齢者の死者数が3,193人と全体の約半数を占めた。市も年々高齢化が進み、<u>令和4年1月1日現在</u>の老年人口(総人口に占める65歳以上の人口)は<u>25,354人</u>と、市の総人口の<u>31.6%</u>を占めている。</p> <p>また、外国人人口も<u>令和4年1月1日現在</u>で、<u>1,723人</u>と市の総人口の<u>2.2%</u>を占めている。</p>
2-146	<p>第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>ア <u>避難行動要支援者の安全確保【地域共生社会推進課】</u> <u>避難行動要支援者の把握や救助体制の強化など避難行動要支援者の安全確保に努める。</u></p>	<p>第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>ア <u>全体計画の策定【福祉課】</u> <u>市は、策定した全体計画を市防災計画の下位計画として、要支援者に係る全体的な考え方を定めている。また、必要に応じて全体計画の見直しを図る。</u></p>
2-147	<p>イ 避難行動要支援者の把握【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>イ 要配慮者の把握【<u>福祉課</u>】</p>
2-149	<p>オ 避難行動要支援者名簿の作成【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>オ 避難行動要支援者名簿の作成【<u>福祉課</u>】</p>
2-149	<p>コ 個別避難計画の作成【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>コ 個別避難計画の作成【<u>福祉課</u>】</p>
2-150	<p>サ 防災教育及び訓練の実施【危機管理課、<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>サ 防災教育及び訓練の実施【危機管理課、<u>福祉課</u>】</p>
2-150	<p>(7)要配慮者への情報伝達体制の確立【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>(7)要配慮者への情報伝達体制の確立【<u>福祉課</u>】</p>
2-151	<p>(エ)要配慮者の収容保護【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>(エ)要配慮者の収容保護【<u>福祉課</u>】</p>
2-151	<p>(オ)要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備【<u>危機管理課、地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>(オ)要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備【<u>福祉課</u>】</p>
2-151	<p>a 社会福祉施設との連携【高齢者福祉課、福祉課、<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>a 社会福祉施設との連携【高齢者福祉課、福祉課】</p>
2-151	<p>b 安否確認体制の確立【高齢者福祉課、<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>b 安否確認体制の確立【高齢者福祉課、<u>福祉課</u>】</p>
2-153	<p>(イ)緊急連絡体制の整備【<u>危機管理課、地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>(イ)緊急連絡体制の整備【<u>危機管理課、福祉課</u>】</p>
2-153	<p>(エ)施設間の相互支援システムの確立【<u>危機管理課、地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>(エ)施設間の相互支援システムの確立【<u>危機管理課</u>】</p>

<p>2-161</p>	<p>第10節 物資供給・輸送対策 第2 予防・事前対策(略)</p> <p><u>イ 生活用水の供給体制の整備【危機管理課、消防本部】</u> <u>トイレ洗浄、清掃などの用途に欠かせない生活用水について、災害用消防井戸、受水槽、給水タンク及び貯水槽の整備など、確保手段の多様化に努める。</u></p> <p><u>ウ 食料の供給体制の整備【危機管理課】</u></p> <p>a 目標数量 地震被害想定調査において想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による避難者数約 <u>12,000人</u>のおおむね3日分(県と市でそれぞれ1.5日分)及び災害救助従事者用の3日分に相当する量を目標として食料の備蓄を実施する。 なお、個人備蓄は最低3日間(推奨1週間)分を目標として啓発に努める。</p> <p>b 備蓄品目 備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに<u>加えて、栄養バランスについても</u>配慮したものとする。</p>	<p>第10節 物資供給・輸送対策 第2 予防・事前対策(略)</p> <p><u>イ 食料の供給体制の整備【危機管理課】</u></p> <p>a 目標数量 地震被害想定調査において想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による1日後避難者数約 <u>11,000人</u>のおおむね3日分(県と市でそれぞれ1.5日分)及び災害救助従事者用の3日分に相当する量を目標として食料の備蓄を実施する。 なお、個人備蓄は最低3日間(推奨1週間)分を目標として啓発に努める。</p> <p>a 備蓄品目 備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したものとする。</p> <p><u>ウ 生活必需品の供給体制の整備【危機管理課】</u></p>
<p>2-162</p>	<p><u>エ 生活必需品の供給体制の整備</u></p>	<p><u>エ 防災用資機材の備蓄【危機管理課】</u></p>
<p>2-163</p>	<p><u>オ 防災用資機材の備蓄【危機管理課】</u></p>	<p><u>オ 医薬品等の供給体制の整備【危機管理課、健康課、こども家庭センター】</u></p>
<p>2-164</p>	<p><u>カ 医薬品等の供給体制の整備【危機管理課、健康課、こども家庭センター】</u></p> <p><u>キ 石油類燃料の調達・確保【危機管理課】</u></p> <p><u>ク 物資集積場所の指定【危機管理課】</u></p> <p><u>ケ 物資調達・輸送に関する体制の整備【危機管理課】</u> <u>市は、新物資システム(B-PLo)を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。</u> <u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>コ 迅速な物資供給</u></p> <p><u>サ 物資調達・輸送に関する訓練の実施</u></p>	<p><u>カ 石油類燃料の調達・確保【危機管理課】</u></p> <p><u>キ 物資集積場所の指定【危機管理課】</u></p> <p><u>ク 物資調達・輸送に関する整備【危機管理課】</u> <u>市は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備しておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p> <p><u>ケ 迅速な物資供給</u></p> <p><u>コ 物資調達・輸送に関する訓練の実施</u></p>
<p>2-166</p>	<p>第3 応急対策 (キ) 給水施設の応急復旧</p>	<p>第3 応急対策 (キ) 給水施設の応急復旧</p>

<p>2-167</p>	<p>a 被害箇所の調査と復旧 市は、浄水場、配水場、井戸等の被害状況の調査及び応急復旧工事を早期に完了するよう実施する。<u>また、上下水道で情報を共有しながら復旧を進めることとする。</u></p> <p>ウ 物資（食料、生活必需品、防災用資機材等）の調達、供給 市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。 それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請することができる。 市や関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>第4-2章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第2 実施計画（略）</p>	<p>a 被害箇所の調査と復旧 市は、浄水場、配水場、井戸等の被害状況の調査及び応急復旧工事を早期に完了するよう実施する。</p> <p>ウ 物資（食料、生活必需品、防災用資機材等）の調達、供給 市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。 それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請することができる。 市や関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>第4-2章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第2 実施計画（略）</p>
<p>2-212-2</p>	<p>2 市民、企業への呼びかけ 市及び県は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、<u>日頃からの</u>地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。 また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。</p> <p>(1) 市民へ呼びかける防災対応の内容 ○日常生活を行いつつ、<u>日頃からの</u>地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。 (例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等 ○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。 (例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない等</p> <p>(2) 企業等へ呼びかける防災対応の内容 ○<u>日頃からの</u>地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。 (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等</p>	<p>2 市民、企業への呼びかけ 市及び県は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。 また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。</p> <p>(1) 市民へ呼びかける防災対応の内容 ○日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。 (例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等 ○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。 (例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない等</p> <p>(2) 企業等へ呼びかける防災対応の内容 ○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。 (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等</p>

第5編 広域応援編

頁	改正案	現行
5-3	<p>第1章 広域応援                      第1節 広域応援                      第3 事前対策(略)</p> <p>イ 応急対策職員派遣制度に基づく応援要員派遣に係る体制整備【危機管理課】                      県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。  <u>この際、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。</u>                      市は、県と一体となって応援を行うことから、県の体制整備への協力を努める。</p>	<p>第1章 広域応援                      第1節 広域応援                      第3 事前対策(略)</p> <p>イ 応急対策職員派遣制度に基づく応援要員派遣に係る体制整備【危機管理課】                      県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。                      市は、県と一体となって応援を行うことから、県の体制整備への協力を努める。</p>

第6編 事故災害対策編

頁	改正案	現行						
6-24	<p>第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画                      第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方（略）</p> <p>2 施設の現況  <u>市内には、核燃料物質を使用している事業所はないが、医療機関等の放射性同位元素使用施設が存在する。</u>  <u>(施設削除)</u></p>	<p>第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画                      第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方（略）</p> <p>2 施設の現況  <u>市内には、放射性物質使用施設が1施設存在する。</u>  <b>【放射性物質使用施設】</b></p> <table border="1" data-bbox="1567 426 2846 516"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 426 1991 457">名称</th> <th data-bbox="1991 426 2415 457">所在地</th> <th data-bbox="2415 426 2846 457">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 457 1991 489"><u>岩崎電気(株)埼玉製作所</u></td> <td data-bbox="1991 457 2415 489"><u>沓里山町1番地1</u></td> <td data-bbox="2415 457 2846 489"><u>554-1111</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号	<u>岩崎電気(株)埼玉製作所</u>	<u>沓里山町1番地1</u>	<u>554-1111</u>
名称	所在地	電話番号						
<u>岩崎電気(株)埼玉製作所</u>	<u>沓里山町1番地1</u>	<u>554-1111</u>						

資料編

頁	改正案	現行																																																																														
P10	<p><b>1-8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱</b></p> <p>(4) 応援側都道府県  <u>へりを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。</u></p> <p>15 <u>応援側市町村の届出</u></p>	<p><b>1-8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱</b></p> <p>(4) 応援側都道府県  <u>応援側市町村の属する都道府県をいう。</u></p> <p>15 <u>応援側市町村及びへりを保有する都道府県の届出</u></p>																																																																														
P28	<p><b>3-3 市内医療機関一覧</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>医療機関名</th> <th>診療科目</th> <th>住所</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>医療法人社団ほりの眼科</td> <td>眼科</td> <td>中央4番12号</td> <td>556-2596</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>医療法人結びの会松原医院</td> <td>内科・外科・小児科</td> <td><u>長野1丁目17番3号</u></td> <td>553-6700 553-6710</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>医療法人悠希会 南川げんきクリニック</td> <td>内科・心療内科・小児科</td> <td>小見1400番地1</td> <td>554-8835 554-8836</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	医療機関名	診療科目	住所	電話	FAX	(略)						29	医療法人社団ほりの眼科	眼科	中央4番12号	556-2596		30	医療法人結びの会松原医院	内科・外科・小児科	<u>長野1丁目17番3号</u>	553-6700 553-6710		31	医療法人悠希会 南川げんきクリニック	内科・心療内科・小児科	小見1400番地1	554-8835 554-8836		(略)						<p><b>3-3 市内医療機関一覧</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>医療機関名</th> <th>診療科目</th> <th>住所</th> <th>電話</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>医療法人社団ほりの眼科</td> <td>眼科</td> <td>中央4番12号</td> <td>556-2596</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>医療法人結びの会松原医院</td> <td>内科・外科・小児科</td> <td><u>長野1丁目31番10号</u></td> <td>553-6700 553-6710</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>医療法人悠希会 南川げんきクリニック</td> <td>内科・心療内科・小児科</td> <td>小見1400番地1</td> <td>554-8835 554-8836</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	医療機関名	診療科目	住所	電話	FAX	(略)						29	医療法人社団ほりの眼科	眼科	中央4番12号	556-2596		30	医療法人結びの会松原医院	内科・外科・小児科	<u>長野1丁目31番10号</u>	553-6700 553-6710		31	医療法人悠希会 南川げんきクリニック	内科・心療内科・小児科	小見1400番地1	554-8835 554-8836		(略)											
No	医療機関名	診療科目	住所	電話	FAX																																																																											
(略)																																																																																
29	医療法人社団ほりの眼科	眼科	中央4番12号	556-2596																																																																												
30	医療法人結びの会松原医院	内科・外科・小児科	<u>長野1丁目17番3号</u>	553-6700 553-6710																																																																												
31	医療法人悠希会 南川げんきクリニック	内科・心療内科・小児科	小見1400番地1	554-8835 554-8836																																																																												
(略)																																																																																
No	医療機関名	診療科目	住所	電話	FAX																																																																											
(略)																																																																																
29	医療法人社団ほりの眼科	眼科	中央4番12号	556-2596																																																																												
30	医療法人結びの会松原医院	内科・外科・小児科	<u>長野1丁目31番10号</u>	553-6700 553-6710																																																																												
31	医療法人悠希会 南川げんきクリニック	内科・心療内科・小児科	小見1400番地1	554-8835 554-8836																																																																												
(略)																																																																																
P30	<p><b>3-4 行田市指定給水装置工事事業者一覧</b></p> <p style="text-align: right;"><u>(令和7年12月現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(株)稲原商店</u></td> <td><u>行田市天満1-37</u></td> <td><u>048-556-3278</u></td> </tr> <tr> <td><u>サイカン工業(株)</u></td> <td><u>行田市城南栄町7-23</u></td> <td><u>048-553-0011</u></td> </tr> <tr> <td><u>(有)田中設備</u></td> <td><u>行田市深水町2-28</u></td> <td><u>048-554-2416</u></td> </tr> <tr> <td><u>(有)橋本電気協会</u></td> <td><u>行田市荒木2067</u></td> <td><u>048-557-2840</u></td> </tr> <tr> <td><u>森設備(株)</u></td> <td><u>行田市長野5-16-1</u></td> <td><u>048-556-2300</u></td> </tr> <tr> <td><u>関口農機具店</u></td> <td><u>行田市南河原1486-2</u></td> <td><u>048-557-3297</u></td> </tr> <tr> <td><u>永光建設(株)</u></td> <td><u>行田市犬塚1360</u></td> <td><u>048-557-2288</u></td> </tr> <tr> <td><u>(有)新井清掃</u></td> <td><u>行田市下忍221-3</u></td> <td><u>048-554-3873</u></td> </tr> <tr> <td><u>(株)協亜建設</u></td> <td><u>行田市市野2411-1</u></td> <td><u>048-559-0603</u></td> </tr> <tr> <td><u>神明工坊</u></td> <td><u>行田市渡柳1800</u></td> <td><u>048-559-2469</u></td> </tr> <tr> <td><u>ダイセイEx(株)埼玉事業所</u></td> <td><u>行田市持田2364-1</u></td> <td><u>048-598-4353</u></td> </tr> <tr> <td><u>(株)川田工業</u></td> <td><u>行田市上池守851-3</u></td> <td><u>048-554-5576</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業所名	所在地	電話番号	<u>(株)稲原商店</u>	<u>行田市天満1-37</u>	<u>048-556-3278</u>	<u>サイカン工業(株)</u>	<u>行田市城南栄町7-23</u>	<u>048-553-0011</u>	<u>(有)田中設備</u>	<u>行田市深水町2-28</u>	<u>048-554-2416</u>	<u>(有)橋本電気協会</u>	<u>行田市荒木2067</u>	<u>048-557-2840</u>	<u>森設備(株)</u>	<u>行田市長野5-16-1</u>	<u>048-556-2300</u>	<u>関口農機具店</u>	<u>行田市南河原1486-2</u>	<u>048-557-3297</u>	<u>永光建設(株)</u>	<u>行田市犬塚1360</u>	<u>048-557-2288</u>	<u>(有)新井清掃</u>	<u>行田市下忍221-3</u>	<u>048-554-3873</u>	<u>(株)協亜建設</u>	<u>行田市市野2411-1</u>	<u>048-559-0603</u>	<u>神明工坊</u>	<u>行田市渡柳1800</u>	<u>048-559-2469</u>	<u>ダイセイEx(株)埼玉事業所</u>	<u>行田市持田2364-1</u>	<u>048-598-4353</u>	<u>(株)川田工業</u>	<u>行田市上池守851-3</u>	<u>048-554-5576</u>	<p><b>3-4 行田市指定給水装置工事事業者一覧</b></p> <p style="text-align: right;"><u>(令和5年12月現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>店名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(株)清水アーネット</u></td> <td><u>行田市忍2丁目19番1号</u></td> <td><u>048-556-5151</u></td> </tr> <tr> <td><u>(有)茂木水道工業所</u></td> <td><u>行田市城南3番8号</u></td> <td><u>048-556-3079</u></td> </tr> <tr> <td><u>(有)加村工業</u></td> <td><u>行田市桜町1丁目9番3号</u></td> <td><u>048-556-2912</u></td> </tr> <tr> <td><u>(株)松本設備</u></td> <td><u>行田市谷郷1丁目14番1号</u></td> <td><u>048-554-1916</u></td> </tr> <tr> <td><u>(有)行田設備</u></td> <td><u>行田市栄町19番12号</u></td> <td><u>048-556-1764</u></td> </tr> <tr> <td><u>(株)太陽冷熱</u></td> <td><u>行田市桜町1丁目17番7号</u></td> <td><u>048-554-6208</u></td> </tr> <tr> <td><u>(有)春田水道</u></td> <td><u>行田市若小玉2962番地1</u></td> <td><u>048-556-7370</u></td> </tr> <tr> <td><u>小林設備工業(株)</u></td> <td><u>行田市持田2422番地2</u></td> <td><u>048-554-6433</u></td> </tr> <tr> <td><u>(有)クリハラ設備</u></td> <td><u>行田市和田326番地1</u></td> <td><u>048-556-5393</u></td> </tr> <tr> <td><u>クマキ工業(株)</u></td> <td><u>行田市桜町3丁目19番34号</u></td> <td><u>048-556-3078</u></td> </tr> <tr> <td><u>飯塚設備</u></td> <td><u>行田市下中条469番地</u></td> <td><u>048-557-1913</u></td> </tr> <tr> <td><u>木村工業(有)</u></td> <td><u>行田市野962番地</u></td> <td><u>048-559-4144</u></td> </tr> </tbody> </table>	店名	所在地	電話番号	<u>(株)清水アーネット</u>	<u>行田市忍2丁目19番1号</u>	<u>048-556-5151</u>	<u>(有)茂木水道工業所</u>	<u>行田市城南3番8号</u>	<u>048-556-3079</u>	<u>(有)加村工業</u>	<u>行田市桜町1丁目9番3号</u>	<u>048-556-2912</u>	<u>(株)松本設備</u>	<u>行田市谷郷1丁目14番1号</u>	<u>048-554-1916</u>	<u>(有)行田設備</u>	<u>行田市栄町19番12号</u>	<u>048-556-1764</u>	<u>(株)太陽冷熱</u>	<u>行田市桜町1丁目17番7号</u>	<u>048-554-6208</u>	<u>(有)春田水道</u>	<u>行田市若小玉2962番地1</u>	<u>048-556-7370</u>	<u>小林設備工業(株)</u>	<u>行田市持田2422番地2</u>	<u>048-554-6433</u>	<u>(有)クリハラ設備</u>	<u>行田市和田326番地1</u>	<u>048-556-5393</u>	<u>クマキ工業(株)</u>	<u>行田市桜町3丁目19番34号</u>	<u>048-556-3078</u>	<u>飯塚設備</u>	<u>行田市下中条469番地</u>	<u>048-557-1913</u>	<u>木村工業(有)</u>	<u>行田市野962番地</u>	<u>048-559-4144</u>
事業所名	所在地	電話番号																																																																														
<u>(株)稲原商店</u>	<u>行田市天満1-37</u>	<u>048-556-3278</u>																																																																														
<u>サイカン工業(株)</u>	<u>行田市城南栄町7-23</u>	<u>048-553-0011</u>																																																																														
<u>(有)田中設備</u>	<u>行田市深水町2-28</u>	<u>048-554-2416</u>																																																																														
<u>(有)橋本電気協会</u>	<u>行田市荒木2067</u>	<u>048-557-2840</u>																																																																														
<u>森設備(株)</u>	<u>行田市長野5-16-1</u>	<u>048-556-2300</u>																																																																														
<u>関口農機具店</u>	<u>行田市南河原1486-2</u>	<u>048-557-3297</u>																																																																														
<u>永光建設(株)</u>	<u>行田市犬塚1360</u>	<u>048-557-2288</u>																																																																														
<u>(有)新井清掃</u>	<u>行田市下忍221-3</u>	<u>048-554-3873</u>																																																																														
<u>(株)協亜建設</u>	<u>行田市市野2411-1</u>	<u>048-559-0603</u>																																																																														
<u>神明工坊</u>	<u>行田市渡柳1800</u>	<u>048-559-2469</u>																																																																														
<u>ダイセイEx(株)埼玉事業所</u>	<u>行田市持田2364-1</u>	<u>048-598-4353</u>																																																																														
<u>(株)川田工業</u>	<u>行田市上池守851-3</u>	<u>048-554-5576</u>																																																																														
店名	所在地	電話番号																																																																														
<u>(株)清水アーネット</u>	<u>行田市忍2丁目19番1号</u>	<u>048-556-5151</u>																																																																														
<u>(有)茂木水道工業所</u>	<u>行田市城南3番8号</u>	<u>048-556-3079</u>																																																																														
<u>(有)加村工業</u>	<u>行田市桜町1丁目9番3号</u>	<u>048-556-2912</u>																																																																														
<u>(株)松本設備</u>	<u>行田市谷郷1丁目14番1号</u>	<u>048-554-1916</u>																																																																														
<u>(有)行田設備</u>	<u>行田市栄町19番12号</u>	<u>048-556-1764</u>																																																																														
<u>(株)太陽冷熱</u>	<u>行田市桜町1丁目17番7号</u>	<u>048-554-6208</u>																																																																														
<u>(有)春田水道</u>	<u>行田市若小玉2962番地1</u>	<u>048-556-7370</u>																																																																														
<u>小林設備工業(株)</u>	<u>行田市持田2422番地2</u>	<u>048-554-6433</u>																																																																														
<u>(有)クリハラ設備</u>	<u>行田市和田326番地1</u>	<u>048-556-5393</u>																																																																														
<u>クマキ工業(株)</u>	<u>行田市桜町3丁目19番34号</u>	<u>048-556-3078</u>																																																																														
<u>飯塚設備</u>	<u>行田市下中条469番地</u>	<u>048-557-1913</u>																																																																														
<u>木村工業(有)</u>	<u>行田市野962番地</u>	<u>048-559-4144</u>																																																																														

門井電気商会	行田市行田13-5	048-556-3120	大山設備工業所	行田市酒巻1559番地	048-557-0543
(有)伊藤建設	行田市下須戸900	048-559-3328	(株)瀬山電機設備	行田市下須戸1197番地2	048-559-3443
(株)瀬山設備	行田市大字下須戸1197-2	048-559-3443	(株)イシワタ行田支店	行田市埼玉3010番地1	048-558-1515
行田建匠	行田市矢場2-8-36	048-553-4604	一功工業	行田市長野7360番地	048-559-4368
(株)タカスイ設備	行田市本丸19-7	048-554-9175	(株)浜田設備	行田市長野4715番地2	048-559-0267
太田設備	行田市長野3-12-11	048-555-3459	アグゼ(株)	行田市持田3丁目6番7号	048-555-3459
川久保住設	行田市城南7-17	048-500-9079	(有)稲原商店	行田市天満1番37号	048-556-3278
ダイユーホーム	行田市大字谷郷411-5	080-3343-2876	サイカン工業(株)	行田市栄町5番3号	048-553-0111
(有)中新土建工業	行田市酒巻819-4	048-557-0055	(有)田中設備	行田市深水町2番地28	048-554-2416
(株)SSKサービス	行田市大字前谷981	080-6689-9808	(有)橋本電気商会	行田市荒木2067番地	048-557-2840
小和瀬工業	行田市城西1-3-9	048-598-5572	森設備(株)	行田市長野5丁目16番1号	048-556-2300
(株)アイダ設計	上尾市今泉3-10-11	048-726-8613	(株)タカスイ設備	行田市本丸19番7号	048-501-5694
(株)中央設備工業	上尾市今泉365-12	048-725-3232	関口農機具店	行田市南河原1486番地2	048-557-3297
(有)三幸システム企画	上尾市大字地頭441-7	048-781-3405	永光建設(株)	行田市犬塚1360番地	048-557-2228
(有)カネコプレーナー	上尾市中分2-186	048-856-9213	(有)新井清掃	行田市下忍221番地3	048-554-3873
アサヒ住建(株)	上尾市平塚2558-4	048-773-8513	(株)協亜建設	行田市野2411番地1	048-559-0603
(株)やなぎ	上尾市平塚3013-3	048-772-5197	神明工坊	行田市渡柳1800番地	048-559-2469
(株)武蔵設備	入間市新久669-50	04-2963-2922	(株)ハウスプランニングエンタープライズ	行田市富士見町1丁目9番3号	048-564-0166
(株)イースマイル	大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3イースマイルビル	06-7739-2525	ダイセーExt(株)埼玉事業所	行田市持田2364番1	048-598-4353
エバーリンクス(株)	大阪府大阪市西区南堀4-17-18 原田ビル205号	06-6531-1151	(株)川田工業	行田市大字上池守851番地3	048-554-5576
(株)アクアサービス	大阪府豊中市庄内東町2-1-2 HeaRthOneBLDG602	06-6335-1211	門井電気商会	行田市行田13番地5	048-556-3120
(株)クリーンライフ	大阪府吹田市広芝町6-10	06-6821-6133	(有)伊藤建設	行田市下須戸900番地	048-559-3328
(株)今井設備工業	大里郡寄居町大字富田3628-4	048-582-1408	行田建匠	行田市矢場2丁目8番36号	048-553-4604
(株)太宝設備	桶川市上日出谷南1-40-16	048-786-9871	ダイユーホーム	行田市大字谷郷411番地5	080-3343-2876
(有)玉坂設備	桶川市上日出谷344-11	048-787-6550	太田設備	行田市長野3丁目12番11号	048-554-9175
新井設備工事(株)	桶川市川田谷3514-4	048-786-3541	川久保住設	行田市城南7番地17	048-500-9079
(有)寿管工	桶川市南2-2-11	048-782-6638	伊藤電気商会	羽生市上新郷1825番地11	048-561-8761
宮本興業(株)	加須市北小浜227-2	0480-31-7296	(有)柿沼住設	羽生市東8丁目9番13号	048-561-6166
(株)丸山設備	加須市新川通420-5	0480-53-3040	(有)賀山工業	羽生市今泉790番地	048-565-2844
(株)中島電気工業	加須市南篠崎2548	0480-65-1727	(有)川島工業	羽生市北荻島393番地1	048-565-3969
関東日精(株)	神川町原新田1097-1	0495-77-3850	桜井ライフライン(株)	羽生市南1丁目5番23号	048-561-1056
戸矢設備	上里町堤333-2	0495-33-9239	(有)長峯設備	羽生市羽生430番地6	048-561-4491
(株)SAKURAI	上里町七本木2993-1	0495-35-3955	(株)ハトリ	羽生市南7丁目2番2号	048-562-5000
(株)雅工業	川口市安行出羽4-9-18	048-269-1611	(有)小島水道工業	加須市北篠崎212番地	0480-68-5743
(有)大洋管工設備	川口市江戸3-17-11	048-287-0035	(株)彩玉	加須市中種足1497番地	0480-53-3432
(株)荒川設備	川口市大字峯810-12	048-297-8999	(有)長澤設備	加須市栄1839番地	0280-62-1420
(株)エナジー	川越市大字大袋新田771-8	049-247-9002	(株)中島電気工業	加須市南篠崎2548番地	0480-65-1727

(株)彩水設備	川越市鯨井新田45-2	049-298-6130	(株)福田設備工業	加須市中種足1529番地	0480-73-2848
(株)三希設備	川越市中台元町1-5-15	0270-61-8625	(株)丸山設備	加須市新川通420番地5	0480-53-3040
(株)いいじま	川島町上伊草1364	049-297-0457	(有)ラピスト	加須市道地1205番地1	0480-73-7277
(株)北沢設備工業	北足立郡伊奈町内宿台5-102	048-728-2404	宮本興業(株)	加須市北小浜227番2	0480-31-7296
(株)ハマノ	北葛飾郡杉戸町杉戸5-5-12	0480-31-1318	リリスコンストラクション(株)	加須市中央1丁目10番14号	0480-61-0123
茂木設備工業	北本市石戸4-323	048-591-2032	(株)飯田設備	熊谷市大麻生1483番地1	048-532-5971
(株)トミザワ設備	久喜市上町6-52	0480-21-0946	(株)石原住宅設備	熊谷市石原323番地4	048-522-2807
(株)中村工業所	久喜市小右衛門1349	0480-52-0450	オールウェイズキクチ	熊谷市上中条2119番地1	048-525-4104
(株)TAG	熊谷市石原113-7	048-526-6706	(有)加賀崎水道設備	熊谷市三ヶ尻3334番地	048-521-0397
(有)小林水道工業	熊谷市市ノ坪466-2	048-588-2824	(有)笠原設備工業所	熊谷市上新田411番地	048-536-3662
T S K ティエスケイ	熊谷市上川上583-7	090-3507-6101	北関東総合設備工業	熊谷市別府3丁目141番地	048-511-2450
オールウェイズキクチ	熊谷市上中条2119-1	048-525-4104	(株)KENSHOW	熊谷市原島1149番地1	048-598-5610
(有)拓己設備	熊谷市上之1197-10	048-523-8322	(有)小林水道工業	熊谷市市ノ坪456番地2	048-588-2824
鹿野設備工業	熊谷市善ヶ島1210-4	048-588-3350	(有)小山水道工業所	熊谷市伊勢町360番地	048-522-1162
(株)M. P	熊谷市樋春2074-79	048-577-8992	近藤工業(株)	熊谷市瀬南214番地1	048-525-5914
(有)山崎製作所	熊谷市西別府2263-2	048-532-3494	埼栄設備工業(株)	熊谷市三ヶ尻156番地	048-532-5765
(有)フヨウ設備	熊谷市美土里2-36-1	048-533-5328	鹿野設備工業	熊谷市善ヶ島1210番地4	048-588-3350
タカイ設備(株)	群馬県伊勢崎市境伊予久254-1	0270-76-3539	新和機設(株)	熊谷市佐谷田159番地1	048-522-0659
(株)鈴木設備工業	群馬県伊勢崎市田部井町2-1268-3	0270-75-4921	(有)菅間さく泉	熊谷市小泉870番地	048-536-5319
(株)C&M	群馬県太田市藤阿久町506-20	0276-49-6101	(有)大昇	熊谷市佐谷田2964番地2	048-525-3780
(株)シモダ設備工業	群馬県前橋市天川大島町3-57-13	027-261-0578	(株)タキザワ	熊谷市石原1丁目122番地	048-521-5028
(有)大島工業	鴻巣市赤城780	048-569-0689	(有)拓己設備	熊谷市上之1197番地10	048-523-8322
吹上さく泉工業(有)	鴻巣市鎌塚3-1-2	048-548-0214	十設備	熊谷市上之400番地1	048-521-5254
(有)朝見住設	鴻巣市屈巢2382	048-569-0995	(株)中島水道	熊谷市万吉709番地7	048-536-5151
(株)羽鳥工業	鴻巣市屈巢3533-1	048-569-0741	(有)中嶋設備工業	熊谷市武体197番地	048-532-3581
(株)桐宗工業	鴻巣市境79-15	048-578-7216	中村設備	熊谷市妻沼東5丁目67番地	048-589-0020
小澤設備工業	鴻巣市下忍3483-4	048-598-5658	中村農機具店	熊谷市中奈良756番地	048-521-3781
(株)シムラ	鴻巣市筑波1-2-25	048-548-0216	(有)中村フィクセル	熊谷市久下1692番地4	048-522-5490
(株)水野水道	鴻巣市人形4-6-27	048-541-5361	(株)中屋	熊谷市弥生2丁目50番地	048-523-2372
(有)関根設備	鴻巣市登戸341-1	048-597-1244	夏目設備(株)	熊谷市池上490番地	048-523-0064
(有)小林電気商会	鴻巣市吹上富士見1-7-9	048-548-6066	(有)並木住宅設備	熊谷市小島211番地1	048-532-1343
(株)小川商店	鴻巣市本町7-6-2	048-541-0126	(株)並木設備工業	熊谷市玉井1823番地	048-532-6339
(株)ORIGINAL	鴻巣市宮前205-6	048-594-6157	橋本設備工業	熊谷市善ヶ島3186番地5	048-526-2270
(株)シンセイ	鴻巣市宮前38-20	048-597-0201	フシミ設備サービス	熊谷市別府5丁目284番地	048-532-5243
(有)平賀設備工業	鴻巣市明用301	048-548-1739	(有)フヨウ設備	熊谷市拾六間222番地1	048-533-5328
(株)早坂建設	越谷市本神明3-289-4	048-916-5546	萬文ポンプ店	熊谷市本石1丁目49番地	048-521-1341
新井ポンプ工業(株)	さいたま市岩槻区徳力86	048-794-2432	矢部設備工業	熊谷市末広3丁目5番15号	048-526-2380

(株)Lily	さいたま市大宮区桜木町1-266-3	0120-358-828	根岸設備	熊谷市御正新田23番地4	048-536-5870
(株)良松	さいたま市北区東大成町1-460	048-666-1200	(株)アール・ケー・イー埼玉営業所	熊谷市末広4丁目12番32号	048-523-8653
(株)深谷設計設備	さいたま市北区別所町38-10	048-783-4090	(有)山崎製作所	熊谷市西別府2263番地2	048-532-3494
(有)ワークエンジニアリング	さいたま市北区別所町47-24	048-663-0818	アキラ興業	鴻巣市郷地2499番地	048-542-9679
旭化成ライフライン(株)埼玉事業所	さいたま市北区宮原町4-69-1あ	048-662-1225	(有)朝見住設	鴻巣市屈巢2382番地	048-569-0995
(株)ノハラ興業	さいたま市北区宮原町2-1-7	048-664-6398	伊藤住宅設備	鴻巣市松原2丁目4番11号	048-507-7881
(株)クラシアン さいたま支社	さいたま市北区吉野町200-1	048-668-6911	(有)大島工業	鴻巣市赤城780番地	048-569-0689
(有)長谷川設備工業	さいたま市西区大字西遊馬902-1	048-626-2385	(株)小川商店	鴻巣市本町7丁目6番2号	048-541-0126
(株)MSフィールド	さいたま市西区指扇別所366-7	048-621-3535	(有)桃田設備	鴻巣市広田377番地1	048-569-2080
(株)パイプマンホールディングス	さいたま市緑区高畑860-1	048-767-6119	桐原設備工業所	鴻巣市箕田479番地7	048-596-1842
(有)アイル設備工業	坂戸市大字塚越237-13	049-282-4294	(有)小林電気商会	鴻巣市吹上富士見1丁目7番9号	048-548-6066
(株)くはら整備	坂戸市塚越1203-1	049-280-8777	(株)シムラ	鴻巣市筑波1丁目2番25号	048-548-0216
関根設備工業(株)	幸手市中1-12-33	0480-42-0087	(有)シンセイ	鴻巣市宮前38番20号	048-597-0201
(株)享和	白岡市下野田809	0480-92-2345	(有)関根設備	鴻巣市登戸341番地1	048-597-1244
(株)山田設備工業	白岡市西8-15-1	0480-92-2251	(株)ナガタケ	鴻巣市北新宿1111番地5	048-548-0919
(株)茂田工業所	杉戸町内田2-8-16	0480-32-1766	(有)野口商店	鴻巣市吹上本町4丁目6番12号	048-548-0108
(株)熊谷設備工業	杉戸町宮前137-56	0480-38-0043	(株)羽鳥工業	鴻巣市屈巢3533番地1	048-569-0741
(株)日本水道センター	千葉県船橋市夏見1-6-1	047-421-1281	(有)平賀設備工業	鴻巣市明用301番地	048-548-1739
園央設備(株)	鶴ヶ島市大字下新田590-23	049-287-4889	吹上さく泉工業(有)	鴻巣市鎌塚3丁目1番2号	048-548-0214
(株)住まいる安心レスキュー	東京都足立区入谷9-31-8	03-5856-9291	(株)水野水道	鴻巣市人形4丁目6番27号	048-541-5361
(株)ミナミ住設	東京都世田谷区尾山台1-2-17	03-3704-5611	(株)桐宗工業	鴻巣市境79番地15	048-578-7216
(株)アステム	東京都中央区日本橋堀留町1-2-10	03-3639-3330	小澤設備工業	鴻巣市下忍3483番地4	048-598-5658
(株)ライフエナジー	東京都千代田区平河町1-6-15 USビル8階	0120-033-003	桐原設備工業所	鴻巣市箕田479番地7	048-596-1842
(株)ニチエネ	東京都港区赤坂7-1-15 アトム青山タワー7階	03-5775-7100	(株)ORIGINAL	鴻巣市宮前205番地6	048-594-6157
浅香設備サービス(有)	栃木県足利市新宿町778-3	0284-73-2203	(株)早坂建設	越谷市神明町2丁目179番地7	048-916-5546
(株)シー・アール・エス	栃木県足利市葉鹿町147-2	0284-62-5551	小仁熊瑞宝工業(株)	八潮市八潮1丁目17番4号	048-996-5116
(株)大垣設備	栃木県佐野市岩崎765-1	0283-61-0225	アサヒ住建(株)	上尾市平塚2558番地4	048-773-8513
(有)平設備	滑川町伊古158-1	0493-57-1157	(株)井口工業	上尾市平方8540番地2	048-726-2793
(有)長峯設備	羽生市大字羽生430-6	048-561-4491	(有)三幸システム企画	上尾市地頭方441番地7	048-781-3405
(株)ユーライフ	東松山市石橋1696-4	0493-81-5678	シミズ設備工業(株)	上尾市谷津2丁目5番10号	048-773-5676
(有)太陽設備	東松山市大字上唐子1174-1	0493-23-8853	(株)中央設備工業	上尾市今泉365番地12	048-725-3232
(有)飯村設備工業	東松山市大字毛塚894-5	0493-35-0566	(株)中村設備工業所	上尾市錦町1番地18	048-773-8733
(株)タカサカ	東松山市西本宿1763-3	0493-34-4735	(株)やなぎ	上尾市平塚3010番地3	048-772-5197
(株)篤佳設備	比企郡川島町上伊草1484-10	049-215-4039	(株)こぐれ技建	上尾市上62番地13 深山ビル201	048-778-8283
マツオ興業(株)	比企郡川島町大字上伊草821-1	049-297-0792	(有)カネコプレーナー	上尾市中分2番186	048-856-9213
(株)SUZUKI設備	比企郡吉見町大字長谷1504-164	0493-54-2344	(株)武蔵設備	入間市新久669番地50	04-2963-2922
(有)八木沢設備	日高市高萩東3-4-19	042-989-7679	(株)新井管工事	桶川市川田谷6654番地1	048-787-8181

(株)アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀8番8号第1ウエ/ビル8F	082-502-6644	新井設備工事(株)	桶川市川田谷3515番地4	048-786-3541
(株)たべい	深谷市萱場759-3	048-571-0466	(株)大木水道	桶川市川田谷3255番地	048-787-0611
瀬山工業(株)	深谷市川本明戸25-3	048-583-5214	協立設備(株)	桶川市下日出谷302番地6	048-786-4557
中島設備	深谷市高島634	048-511-8346	(有) 寿管工	桶川市南2丁目2番11号	048-782-6638
(株) タカギ	福岡県北九州市小倉南区堀越413	093-962-0941	(有) 太宝設備	桶川市上日出谷1丁目40番16号	048-786-9871
(株)細田設備工業	本庄市児玉町塩谷587-1	0495-72-0909	明和技建(株)	桶川市上日出谷655番地5	048-779-8883
大久原設備(株)	本庄市児玉町共栄314	0495-72-2843	(有) 玉坂設備	桶川市上日出谷344番地11	048-787-6550
(有)新成建設	本庄市下野堂651-7	0495-24-3574	(有)本田工業	春日部市谷原新田1404番地	048-736-2929
(株)高橋設備	本庄市緑2-1-2	0495-21-3563	(株)気水設備	春日部市永沼629番地2	048-876-9990
(有)へんみ設備	美里町沼上85-2	0495-76-4120	関東日精(株)	神川町原新田1097番地1	0495-77-3850
(有)福商	南埼玉郡宮代町宇川端288-1	0480-33-4043	(株)SAKURAI	上里町七本木2993番地1	0495-35-3955
小仁熊瑞宝工業(株)	八潮市八潮1-17-4	048-996-5116	戸矢設備	上里町堤333番地2	0495-33-9239
(株)田島建設	吉見町古名新田120-3	0493-54-1032	(株)荒川設備	川口市峯810番地12	048-297-8999
(有)新島商会	吉見町南吉見344	0493-54-1433	(株)雅工業	川口市芝7028番地34	048-269-1611
伊藤電気商会	羽生市上新郷1825-11	048-561-8761	(株)伊藤住設	川越市上寺山458番地10	049-226-5071
(有)川島工業	羽生市北荻島393-1	048-565-3969	(株)小高設備	川越市大字下広谷512番地1	049-239-3900
(有)柿沼住設	羽生市東8-9-13	048-561-6166	(株)彩水設備	川越市鯨井新田45番地2	048-298-6130
桜井ライフライン(株)	羽生市南1-5-23	048-561-1056	(株)エナジー	川越市大袋新田771番地8	048-247-9002
(株)ハトリ	羽生市南7-2-2	048-562-5000	(株)いいじま	川島町上伊草1364番地	049-297-0457
協立設備(株)	桶川市下日出谷302-6	048-786-4557	マツオ興業(株)	川島町上伊草821番地1	049-297-0792
(株)新井管工事	桶川市川田谷6654-1	048-787-8181	(株)篤佳設備	川島町上伊草1484番10	049-215-4039
(有)小島水道工業	加須市北篠崎212	0480-68-5743	(株)泉山設備	北本市石戸5丁目268番地	048-592-7510
(有)長澤設備	加須市栄1839	0280-62-1420	(有)新和設備	北本市中丸5丁目305番地3	048-592-6733
リリスコンストラクション(株)	加須市中央1-10-14	0480-61-0123	(株)スカイホーム	北本市中央4丁目68番地2	048-593-1122
(株)福田設備工業	加須市中種足1529	0480-73-2848	(有)長島設備商会	北本市本町4丁目99番地	048-591-1304
(有)ラピスト	加須市道地1025-1	0480-73-7277	(有)加藤設備	久喜市菖蒲町下栢間2686番地	0480-85-7879
(株)彩玉	加須市中種足1497	0480-53-3432	吉備工業(株)	久喜市栗橋東4丁目7番22号	0480-52-0777
深作設備工業(株)	久喜市久喜北1-10-4	0480-21-3175	(有)鈴木設備	久喜市青毛4丁目6番6号	0480-23-4875
吉備工業(株)	久喜市栗橋東4-7-22	0480-52-0777	(株)トミザワ設備	久喜市上町6番52号	0480-21-0946
(株)ヤマグチ	久喜市佐間290-2	0480-52-5570	(株)中村工業所	久喜市小右衛門1349番地	0480-52-0450
(株)木村設備	宮代町本田4-10-32	0480-32-7788	深作設備工業(株)	久喜市久喜北1丁目10番4号	0480-21-3175
(株)空衛設備	宮代町東331-6	0480-37-3317	(株)ヤマグチ	久喜市佐間290番地2	0480-52-5570
夏目設備(株)	熊谷市池上490	048-523-0064	(株)アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町2丁目286番地	048-726-8613
(株)タキザワ	熊谷市石原1339	048-521-5028	旭化成ライフライン(株)埼玉事業所	さいたま市北区宮原町4丁目69番1	048-662-1225
(株)石原住宅設備	熊谷市石原323-4	048-522-2807	新井ポンプ工業(株)	さいたま市岩槻区徳力86番地	048-794-2432
(有)小山水道工業所	熊谷市伊勢町360	048-522-1162	(株)MSフィールド	さいたま市西区指扇領別所366番地7	048-621-3535
(株)飯田設備	熊谷市大麻生1483-1	048-532-5971	(有)ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区別所町47番地24	048-663-0818

(株)笠原設備工業所	熊谷市上新田411	048-536-3662	(有)長谷川設備工業	さいたま市西区高木1469番地40	048-626-2385
土設備	熊谷市上之400-1	048-521-5254	(株)ノハラ興業	さいたま市北区宮原町2丁目4番2号	048-664-6398
(有)中村フィクセル	熊谷市久下1692-4	048-522-5490	(株)深谷設計設備	さいたま市北区別所町38番10	048-783-4090
(有)菅間さく泉	熊谷市小泉870-3	048-536-5319	(株)良松	さいたま市北区東大成町1番460	048-666-1200
(有)並木住宅設備	熊谷市小島211-1	048-532-1343	(株)SUZUKI設備	比企郡吉見町大字長谷1504番164	0493-54-2344
新和機設(株)	熊谷市佐谷田153-7	048-522-0659	(有)アイル設備工業	坂戸市大字塚越237番地13	049-282-4294
(有)大昇	熊谷市佐谷田2964-2	048-525-3780	(株)くはら設備	坂戸市塚越1203番地1	049-280-8777
(株)アール・ケー・イー埼玉営業所	熊谷市末広4-12-32	048-523-8653	関根設備工業(株)	幸手市中1丁目12番33号	0480-42-0087
橋本設備工業	熊谷市善ヶ島3186-5	048-526-2270	(株)アイトップ	狭山市入間川2丁目21番24号	04-2952-2274
(株)並木設備工業	熊谷市玉井1823	048-532-6339	(有)八木沢設備	日高市高萩東3丁目4番19号	042-989-7679
(有)中嶋設備工業	熊谷市武体197	048-532-3581	(株)エハラ設備	白岡市荒井新田83番地2	0480-97-0058
フシミ設備サービス	熊谷市別府5-284	048-532-5243	(株)エハラ設備	白岡市西4丁目11番20号	0480-92-2345
萬文ポンプ店	熊谷市本石1-49	048-521-1341	(株)山田設備工業	白岡市西8丁目15番1号	0480-92-2251
(株)中島水道	熊谷市万吉709-7	048-536-5151	(株)熊谷設備工業	杉戸町宮前137番地56	0480-38-0043
埼玉設備工業(株)	熊谷市三ヶ尻156	048-532-5765	(株)茂田工業所	杉戸町内田2丁目8番16号	0480-32-1766
(有)加賀崎水道設備	熊谷市三ヶ尻3334	048-521-0397	(有)平設備	滑川町伊古158番地1	0493-57-1157
中村設備	熊谷市妻沼東5-67	048-589-0020	(有)飯村設備工業	東松山市毛塚894番5号	0493-35-0566
(株)中屋	熊谷市弥生2-50	048-523-2372	晴耕設備	東松山市大谷4864番地4	0493-39-5979
(有)橋本設備工事	群馬県邑楽郡邑楽町赤堀3706	0276-88-4060	(有)太陽設備	東松山市大字上唐子1174番地1	0493-23-8853
栢屋設備	群馬県邑楽郡千代田町赤岩1043	0276-86-5079	(株)タカサカ	東松山市西本宿1763番地3	0493-34-4735
船越設備工業(有)	群馬県邑楽郡千代田町萱野1087	0276-86-2471	(株)ユーライフ	東松山市石橋1696番地4	0493-81-5678
(株)梶田設備	鴻巣市広田377-1	048-569-2080	(株)飯島水道設備	深谷市新井423番地2	048-572-8258
(有)本田工業	春日部市谷原新田1404	048-736-2929	内田設備	深谷市岡2733番地7	048-585-2427
(株)中村設備工業所	上尾市錦町1-18	048-773-8733	(株)栄大土木	深谷市下手計147番地	048-587-2131
(株)飯島水道設備	深谷市新井423-2	048-572-8258	(有)笠原鉄工所	深谷市田中62番地	048-583-2018
内田設備	深谷市岡2733-7	048-585-2427	(株)観水	深谷市柏合681番地1	048-571-3119
(株)観水	深谷市柏合681-1	048-571-3119	黒沢設備	深谷市針ヶ谷817番地1	048-585-0825
(株)吉岡設備	深谷市寿町177	048-572-3416	(有)御所設備	深谷市東方町5丁目15番6号	048-573-2833
(株)栄大土木	深谷市下手計147	048-587-2131	(株)鈴木美装	深谷市東方町3丁目12番地7	048-572-9580
(有)笠原鉄工所	深谷市田中62	048-583-2018	瀬山工業(株)	深谷市川本明戸25番地3	048-583-5214
黒沢設備	深谷市針ヶ谷817-1	048-585-0825	(株)たべい	深谷市萱場759番地3	048-571-0466
(有)深谷設備工業所	深谷市東方3557-12	048-572-3098	ツカサエンジニアリングサービス	深谷市東方町2丁目7番13号	048-572-7138
ツカサエンジニアリングサービス	深谷市東方町2-7-13号	048-572-7138	(有)深谷設備工業所	深谷市東方3557番地12	048-572-3098
(株)鈴木美装	深谷市東方町3-12-7	048-572-9580	(株)深谷電気工事	深谷市上野台2935番地4	048-571-4155
(有)御所設備	深谷市東方町5-15-6	048-573-2833	山口設備	深谷市小前田181番地1	048-501-7202
(株)小高設備	川越市大字下広谷512-1	049-239-3900	(株)吉岡設備	深谷市寿町177番地	048-572-3416
(株)伊藤住設	川越市上寺山458-10	049-226-5071	(有)アクア	本庄市小島2丁目13番15	0495-23-2433

(株)IDEAL	大阪府大阪市都島区高倉町1-11-19 樋口ハイ301	0120-777-035	INOUE工業	本庄市本庄2丁目7番3号512	0495-24-2307
晴耕設備	東松山市大谷4864-4	0493-39-5979	清水ポンプ	本庄市児玉町長沖47番地1	0495-72-2802
(株)エハラ設備	白岡市荒井新田83-2	0480-97-0058	(有)新成建設	本庄市大野堂651番地7	0495-24-3574
(株)坂井住設	美里町白石1452-16	0495-76-4833	(株)高橋設備	本庄市緑2丁目1番2号	0495-21-3563
(株)一設備工業	北葛飾郡杉戸町堤根4434-8	048-812-7840	(株)田島ポンプ工業	本庄市児玉町児玉2444番地12	0495-72-0210
(株)泉山設備	北本市石戸5-268	048-592-7510	(株)タバタ設備	本庄市本庄3丁目3番22	0495-22-8802
(有)長島設備商会	北本市本町4-99	048-591-1304	(株)細田設備工業	本庄市児玉町塩谷587番地1	0495-72-0909
(株)スカイホーム	北本市中央4-68-2	048-593-1122	大久原設備	本庄市児玉町共栄314番地	0495-72-2843
清水ポンプ	本庄市児玉町長沖47-1	0495-72-2802	(株)坂井住設	美里町白石1452番地16	0495-76-4833
(株)タバタ設備	本庄市本庄3-3-22	0495-22-8802	(有)へんみ設備	美里町沼上85番地2	0495-76-4120
			(株)木村設備	宮代町本田4丁目10番32号	0480-32-7788
			(有)空衛設備	宮代町東331番地6	0480-37-3317
			(有)福商	宮代町字川端288番1	0480-33-4043
			(株)田島建設	吉見町古名新田120番地3	0493-54-1032
			(有)新島商会	吉見町南吉見344番地	0493-54-1433
			(株)takikan	吉見町久米田812番地3	0493-81-6006
			(株)今井設備工業	寄居町富田3628番地4	048-582-1408
			(有)橋本設備工事	群馬県邑楽町赤堀3706番地	0276-88-4060
			船越設備工業(有)	群馬県千代田町萱野1087番地	0276-86-2471
			桝屋設備	群馬県千代田町赤岩1043番地	0276-86-5079
			(株)鈴木設備工業	群馬県伊勢崎市市部井町2丁目1268番3号	0270-75-4921
			(有)湯山設備工業所	川越市中台元町1丁目5番15	049-242-5064
			圏央設備(株)	鶴ヶ島市大字下新田590番地23	049-287-4889
			(株)アクアサービス	大阪府豊中市庄内栄町4丁目5番地7号	06-6335-1211
			(株)イースマイル	大阪府大阪市浪速区敷津東3丁目7番10号イースマイルビル	06-6631-7449
			エバーリンクス(株)	大阪府大阪市西区南堀江4丁目17番地18号原田ビル205	06-6531-1151
			(株)クリーンライフ	大阪府吹田市広芝町6丁目10番地	06-6821-6133
			(株)アステム	東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番10号	03-3639-3330
			(株)交換できるくん	東京都渋谷区東1丁目26番20号東京建物東渋谷ビル12F	03-6427-5381
			(有)勝水道工業所	東京都台東区東浅草2丁目21番地1号	03-3873-7820
			(株)ミナミ住設	東京都世田谷区尾山台1丁目2番地17号	03-3704-5611
			(株)住まいる安心レスキュー	東京都足立区入谷9丁目31番地8号	048-229-2382
			(株)ライフエナジー	東京都千代田区平河町1丁目6番15号USビル8F	0120-033-003
			(株)ニチエネ	東京都港区赤坂7丁目1番15号アム青山7-7階	042-718-9499

P37

**3-5 行田市下水道排水設備指定工事店一覧**

(令和7年12月現在)

工事店名	所在地	電話
<a href="#">アグゼ株式会社</a>	<a href="#">行田市持田三丁目6番7号</a>	<a href="#">048-555-3459</a>
<a href="#">有限会社新井清掃</a>	<a href="#">行田市大字下忍221番地3</a>	<a href="#">048-554-3873</a>
<a href="#">飯塚設備</a>	<a href="#">行田市大字下中条469番地</a>	<a href="#">048-557-1913</a>
<a href="#">一功工業</a>	<a href="#">行田市大字長野7360番地</a>	<a href="#">048-559-4368</a>
<a href="#">有限会社伊藤建設</a>	<a href="#">行田市大字下須戸900番地</a>	<a href="#">048-559-3328</a>
<a href="#">有限会社稲原商店</a>	<a href="#">行田市天満1番37号</a>	<a href="#">048-556-3278</a>
<a href="#">株式会社漆原産業</a>	<a href="#">行田市長野五丁目12番地5</a>	<a href="#">048-559-1651</a>
<a href="#">大澤建設株式会社</a>	<a href="#">行田市大字須加4421番地</a>	<a href="#">048-557-1611</a>
<a href="#">小川工業株式会社</a>	<a href="#">行田市桜町一丁目5番16号</a>	<a href="#">048-554-4111</a>
<a href="#">有限会社加村工業</a>	<a href="#">行田市桜町一丁目9番3号</a>	<a href="#">048-556-2912</a>
<a href="#">川久保住設</a>	<a href="#">行田市城南7番17号</a>	<a href="#">070-2832-1785</a>
<a href="#">株式会社川田工業</a>	<a href="#">行田市大字上池守851番地3</a>	<a href="#">048-554-5576</a>
<a href="#">株式会社関東水処理センター</a>	<a href="#">行田市大字長野638番地</a>	<a href="#">048-554-7019</a>
<a href="#">木村工業有限会社</a>	<a href="#">行田市大字野962番地</a>	<a href="#">048-559-4144</a>
<a href="#">株式会社協亜建設</a>	<a href="#">行田市大字野2411番地1</a>	<a href="#">048-559-0603</a>
<a href="#">有限会社行田設備</a>	<a href="#">行田市栄町19番12号</a>	<a href="#">048-556-1764</a>
<a href="#">クマキ工業株式会社</a>	<a href="#">行田市桜町三丁目19番34号</a>	<a href="#">048-556-3078</a>
<a href="#">有限会社クリハラ設備</a>	<a href="#">行田市大字和田326番地1</a>	<a href="#">048-556-5393</a>
<a href="#">小林設備工業株式会社</a>	<a href="#">行田市大字持田2422番地2</a>	<a href="#">048-554-6433</a>
<a href="#">サイカン工業株式会社</a>	<a href="#">行田市栄町7番23号</a>	<a href="#">048-553-0111</a>
<a href="#">株式会社清水アーネット</a>	<a href="#">行田市忍二丁目19番1号</a>	<a href="#">048-556-5151</a>
<a href="#">神明工場</a>	<a href="#">行田市大字渡柳1800番地</a>	<a href="#">048-559-2469</a>
<a href="#">有限会社鈴和建设</a>	<a href="#">行田市大字埼玉4857番地</a>	<a href="#">048-559-1688</a>
<a href="#">株式会社瀬山設備</a>	<a href="#">行田市大字下須戸1197番地2</a>	<a href="#">048-559-3443</a>

<a href="#">(株)ワースバンド</a>	<a href="#">神奈川県海老名市柏ヶ谷1丁目14番29号橋ビル202</a>	<a href="#">046-292-7155</a>
<a href="#">(株)日本水道センター</a>	<a href="#">千葉県船橋市夏見1丁目6番1号</a>	<a href="#">047-421-1281</a>
<a href="#">(株)菊池設備工業</a>	<a href="#">栃木県宇都宮市下平出町161番地1</a>	<a href="#">028-666-5469</a>
<a href="#">(株)シー・アール・エス</a>	<a href="#">栃木県足利市葉鹿町147番地2</a>	<a href="#">0284-62-5551</a>
<a href="#">(株)大垣設備</a>	<a href="#">栃木県佐野市岩崎町765番1</a>	<a href="#">0283-61-0225</a>
<a href="#">(株)タカギ</a>	<a href="#">福岡県北九州市小倉南区石田南2丁目4番地1号</a>	<a href="#">093-962-0941</a>
<a href="#">(有)アクアライン</a>	<a href="#">広島県広島市中区八丁堀8丁目8番 第1ウエノヤビル6F</a>	<a href="#">082-502-6644</a>

**3-5 行田市下水道排水設備指定工事店一覧**

(令和5年12月現在)

工事店名	所在地	電話
<a href="#">アグゼ(株)</a>	<a href="#">行田市持田3丁目6番7号</a>	<a href="#">048-555-3459</a>
<a href="#">(有)新井清掃</a>	<a href="#">行田市下忍221番地3</a>	<a href="#">048-554-3873</a>
<a href="#">飯塚設備</a>	<a href="#">行田市下中条469番地</a>	<a href="#">048-557-1913</a>
<a href="#">一功工業</a>	<a href="#">行田市長野7360番地</a>	<a href="#">048-559-4368</a>
<a href="#">(有)伊藤建設</a>	<a href="#">行田市下須戸900番地</a>	<a href="#">048-559-3328</a>
<a href="#">(有)稲原商店</a>	<a href="#">行田市天満1番37号</a>	<a href="#">048-556-3278</a>
<a href="#">(株)漆原産業</a>	<a href="#">行田市長野5丁目12番地5</a>	<a href="#">048-559-1651</a>
<a href="#">大澤建設(株)</a>	<a href="#">行田市須加4421番地</a>	<a href="#">048-557-1611</a>
<a href="#">小川工業(株)</a>	<a href="#">行田市桜町1丁目5番16号</a>	<a href="#">048-554-4111</a>
<a href="#">(有)加村工業</a>	<a href="#">行田市桜町1丁目9番3号</a>	<a href="#">048-556-2912</a>
<a href="#">(株)川田工業</a>	<a href="#">行田市上池守851番地3</a>	<a href="#">048-554-5576</a>
<a href="#">(株)関東水処理センター</a>	<a href="#">行田市長野638番地</a>	<a href="#">048-554-7019</a>
<a href="#">木村工業(有)</a>	<a href="#">行田市野962番地</a>	<a href="#">048-559-4144</a>
<a href="#">(株)協亜建設</a>	<a href="#">行田市野2411番地1</a>	<a href="#">048-559-0603</a>
<a href="#">(有)行田設備</a>	<a href="#">行田市栄町19番12号</a>	<a href="#">048-556-1764</a>
<a href="#">クマキ工業(株)</a>	<a href="#">行田市桜町3丁目19番34号</a>	<a href="#">048-556-3078</a>
<a href="#">(有)クリハラ設備</a>	<a href="#">行田市和田326番地1</a>	<a href="#">048-556-5393</a>
<a href="#">小林設備工業(株)</a>	<a href="#">行田市持田2422番地2</a>	<a href="#">048-554-6433</a>
<a href="#">サイカン工業(株)</a>	<a href="#">行田市栄町5番3号</a>	<a href="#">048-553-0111</a>
<a href="#">(株)清水アーネット</a>	<a href="#">行田市忍2丁目19番1号</a>	<a href="#">048-556-5151</a>
<a href="#">神明工場</a>	<a href="#">行田市渡柳1800番地</a>	<a href="#">048-559-2469</a>
<a href="#">(有)鈴和建设</a>	<a href="#">行田市埼玉4857番地</a>	<a href="#">048-559-1688</a>
<a href="#">(株)瀬山設備</a>	<a href="#">行田市下須戸1197番地2</a>	<a href="#">048-559-3443</a>
<a href="#">ダイセイExt(株)埼玉事業所</a>	<a href="#">行田市持田2364番地1</a>	<a href="#">048-598-4353</a>
<a href="#">ダイユーホーム</a>	<a href="#">行田市谷郷1577番地</a>	<a href="#">048-553-2876</a>

<a href="#">ダイセーExt 株式会社埼玉事業所</a>	<a href="#">行田市大字持田 2364 番地 1</a>	<a href="#">048-598-4353</a>	<a href="#">ダイユーホーム</a>	<a href="#">行田市谷郷 411 番地 5</a>	<a href="#">080-3343-2876</a>
<a href="#">ダイユーホーム</a>	<a href="#">行田市大字谷郷 1577 番地</a>	<a href="#">048-553-2876</a>	<a href="#">(株)太陽冷熱</a>	<a href="#">行田市桜町 1 丁目 17 番 7 号</a>	<a href="#">048-554-6208</a>
<a href="#">ダイユーホーム</a>	<a href="#">行田市大字谷郷 411 番地 5</a>	<a href="#">080-3343-2876</a>	<a href="#">(株)タカスイ設備</a>	<a href="#">行田市本丸 19 番 7 号</a>	<a href="#">048-501-5694</a>
<a href="#">株式会社太陽冷熱</a>	<a href="#">行田市桜町一丁目 17 番 7 号</a>	<a href="#">048-554-6208</a>	<a href="#">(有)田中設備</a>	<a href="#">行田市深水町 2 番地 28</a>	<a href="#">048-554-2416</a>
<a href="#">株式会社タカスイ設備</a>	<a href="#">行田市本丸 19 番 7 号</a>	<a href="#">048-501-5694</a>	<a href="#">(有)中新土建工業</a>	<a href="#">行田市酒巻 819 番地 4</a>	<a href="#">048-557-0055</a>
<a href="#">有限会社田中設備</a>	<a href="#">行田市深水町 2 番地 28</a>	<a href="#">048-554-2416</a>	<a href="#">(株)ハウスブラミングエンタープライズ</a>	<a href="#">行田市富士見町 1 丁目 9 番地 3</a>	<a href="#">048-564-0166</a>
<a href="#">有限会社中新土建工業</a>	<a href="#">行田市大字酒巻 819 番地 4</a>	<a href="#">048-557-0055</a>	<a href="#">(株)浜田設備</a>	<a href="#">行田市長野 4715 番地 2</a>	<a href="#">048-559-0267</a>
<a href="#">株式会社ハウスブラミングエンタープライズ</a>	<a href="#">行田市富士見町一丁目 9 番地 3</a>	<a href="#">048-564-0166</a>	<a href="#">(株)松本設備</a>	<a href="#">行田市谷郷 1 丁目 14 番 1 号</a>	<a href="#">048-554-1916</a>
<a href="#">株式会社浜田設備</a>	<a href="#">行田市大字長野 4715 番地 2</a>	<a href="#">048-559-0267</a>	<a href="#">(有)茂木水道工業所</a>	<a href="#">行田市城南 3 番 8 号</a>	<a href="#">048-556-3079</a>
<a href="#">株式会社松本設備</a>	<a href="#">行田市谷郷一丁目 14 番 1 号</a>	<a href="#">048-554-1916</a>	<a href="#">森設備(株)</a>	<a href="#">行田市長野 5 丁目 16 番地 1</a>	<a href="#">048-556-2300</a>
<a href="#">有限会社茂木水道工業所</a>	<a href="#">行田市城南 3 番 8 号</a>	<a href="#">048-556-3079</a>	<a href="#">(株)アイダ設計</a>	<a href="#">さいたま市大宮区桜木町 2 丁目 286 番地</a>	<a href="#">048-726-8613</a>
<a href="#">森設備株式会社</a>	<a href="#">行田市長野五丁目 16 番地 1</a>	<a href="#">048-556-2300</a>	<a href="#">(有)アイル設備工業</a>	<a href="#">坂戸市塚越 237 番地 13</a>	<a href="#">049-282-4294</a>
<a href="#">株式会社 I. M. P</a>	<a href="#">熊谷市樋春 2074 番地 79</a>	<a href="#">048-577-8992</a>	<a href="#">(株)アール・ケー・イー</a>	<a href="#">熊谷市末広 4 丁目 12 番 32 号</a>	<a href="#">048-523-8653</a>
<a href="#">株式会社アイダ設計</a>	<a href="#">上尾市今泉三丁目 10 番地 11</a>	<a href="#">048-726-8613</a>	<a href="#">旭化成ライフライン(株)埼玉事業所</a>	<a href="#">さいたま市北区宮原町 4 丁目 69 番 1 号</a>	<a href="#">048-662-1225</a>
<a href="#">有限会社アイル設備工業</a>	<a href="#">坂戸市大字塚越 237 番地 13</a>	<a href="#">049-282-4294</a>	<a href="#">アサヒ住建(株)</a>	<a href="#">上尾市平塚 2558 番地 4</a>	<a href="#">048-773-8513</a>
<a href="#">株式会社アール・ケー・イー</a>	<a href="#">熊谷市末広四丁目 12 番 32 号</a>	<a href="#">048-523-8653</a>	<a href="#">(有)朝見住設</a>	<a href="#">鴻巣市屈巢 2382 番地</a>	<a href="#">048-569-0995</a>
<a href="#">旭化成ライフライン株式会社埼玉事業所</a>	<a href="#">さいたま市北区宮原町四丁目 69 番 1 号</a>	<a href="#">048-662-1225</a>	<a href="#">(株)篤佳設備</a>	<a href="#">比企郡川島町上伊草 1484 番地 10</a>	<a href="#">049-215-4039</a>
<a href="#">アサヒ住建株式会社</a>	<a href="#">上尾市大字平塚 2558 番地 4</a>	<a href="#">048-773-8513</a>	<a href="#">アテックス(株)</a>	<a href="#">北本市中央 4 丁目 74 番地</a>	<a href="#">048-590-5707</a>
<a href="#">有限会社朝見住設</a>	<a href="#">鴻巣市屈巢 2382 番地</a>	<a href="#">048-569-0995</a>	<a href="#">(株)新井管工事</a>	<a href="#">桶川市川田谷 6654 番地の 1</a>	<a href="#">048-787-8181</a>
<a href="#">株式会社篤佳設備</a>	<a href="#">比企郡川島町大字上伊草 1484 番地 10</a>	<a href="#">049-215-4039</a>	<a href="#">新井ポンプ工業(株)</a>	<a href="#">さいたま市岩槻区徳力 86 番地</a>	<a href="#">048-794-2432</a>
<a href="#">アテックス株式会社</a>	<a href="#">北本市中央四丁目 74 番地</a>	<a href="#">048-590-5707</a>	<a href="#">(株)荒川設備</a>	<a href="#">川口市峯 810 番地の 12</a>	<a href="#">048-297-8999</a>
<a href="#">株式会社新井管工事</a>	<a href="#">桶川市川田谷 6654 番地の 1</a>	<a href="#">048-787-8181</a>	<a href="#">(株)いいじま</a>	<a href="#">川島町上伊草 1364 番地</a>	<a href="#">049-297-0457</a>
<a href="#">新井ポンプ工業株式会社</a>	<a href="#">さいたま市岩槻区大字徳力 86 番地</a>	<a href="#">048-794-2432</a>	<a href="#">(株)飯島水道設備</a>	<a href="#">深谷市新井 423 番地 2</a>	<a href="#">048-572-8258</a>
<a href="#">株式会社荒川設備</a>	<a href="#">川口市大字峯 810 番地の 12</a>	<a href="#">048-297-8999</a>	<a href="#">(株)飯田設備</a>	<a href="#">熊谷市大麻生 1483 番地 1</a>	<a href="#">048-532-5971</a>
<a href="#">株式会社いいじま</a>	<a href="#">比企郡川島町大字上伊草 1364 番地</a>	<a href="#">049-297-0457</a>	<a href="#">(有)飯村設備工業</a>	<a href="#">東松山市毛塚 894 番地 5</a>	<a href="#">0493-35-0566</a>
<a href="#">株式会社飯島水道設備</a>	<a href="#">深谷市新井 423 番地 2</a>	<a href="#">048-572-8258</a>	<a href="#">(株)石原住宅設備</a>	<a href="#">熊谷市石原 323 番地 4</a>	<a href="#">048-522-2807</a>
<a href="#">株式会社飯田設備</a>	<a href="#">熊谷市大麻生 1483 番地 1</a>	<a href="#">048-532-5971</a>	<a href="#">(株)イシワタ</a>	<a href="#">鴻巣市北根 1643 番地</a>	<a href="#">048-569-0613</a>
<a href="#">有限会社飯村設備工業</a>	<a href="#">東松山市大字毛塚 894 番地 5</a>	<a href="#">0493-35-0566</a>	<a href="#">(株)泉山設備</a>	<a href="#">北本市石戸 5 丁目 268 番地</a>	<a href="#">048-592-7510</a>
<a href="#">株式会社石原住宅設備</a>	<a href="#">熊谷市石原 323 番地 4</a>	<a href="#">048-522-2807</a>	<a href="#">(株)伊藤住設</a>	<a href="#">川越市上寺山 458 番地 10</a>	<a href="#">049-226-5071</a>
<a href="#">株式会社イシワタ</a>	<a href="#">鴻巣市北根 1643 番地</a>	<a href="#">048-569-0613</a>	<a href="#">(株)今井設備工業</a>	<a href="#">寄居町富田 3628 番地 4</a>	<a href="#">048-582-1408</a>
<a href="#">株式会社泉山設備</a>	<a href="#">北本市石戸五丁目 268 番地</a>	<a href="#">048-592-7510</a>	<a href="#">Ace</a>	<a href="#">深谷市稲荷町 1 丁目 16 番 18 号 2F</a>	<a href="#">048-507-5346</a>
<a href="#">株式会社伊藤住設</a>	<a href="#">川越市大字上寺山 458 番地 10</a>	<a href="#">049-226-5071</a>	<a href="#">(株)エハラ設備</a>	<a href="#">白岡市荒井新田 83 番地の 2</a>	<a href="#">0480-97-0058</a>
<a href="#">株式会社今井設備工業</a>	<a href="#">大里郡寄居町大字富田 3628 番地 4</a>	<a href="#">048-582-1408</a>	<a href="#">(株)MS フィールド</a>	<a href="#">さいたま市西区指扇領別所 366 番地 7</a>	<a href="#">048-621-3535</a>
<a href="#">Ace</a>	<a href="#">深谷市稲荷町一丁目 16 番 18 号 2F</a>	<a href="#">048-507-5346</a>	<a href="#">大久原設備(株)</a>	<a href="#">本庄市児玉町共栄 314 番地</a>	<a href="#">0495-72-2843</a>
			<a href="#">(有)大島工業</a>	<a href="#">鴻巣市赤城 780 番地</a>	<a href="#">048-569-0689</a>

株式会社エハラ設備	白岡市荒井新田 83 番地の 2	0480-97-0058	(株)小川商店	鴻巣市本町 7 丁目 6 番 2 号	048-541-0126
株式会社 MS フィールド	さいたま市西区指扇領別所 366 番地 7	048-621-3535	(株)小高設備	川越市下広谷 512 番地 1	049-239-3900
大久原設備株式会社	本庄市児玉町共栄 314 番地	0495-72-2843	(株)ORIGINAL	鴻巣市宮前 205 番地 6	048-594-6157
有限会社大島工業	鴻巣市赤城 780 番地	048-569-0689	(有)加賀崎水道設備	熊谷市三ヶ尻 3334 番地	048-530-4030
株式会社小川商店	鴻巣市本町七丁目 6 番 2 号	048-541-0126	(有)柿沼住設	羽生市東 8 丁目 9 番地 13	048-561-6166
小澤設備工業株式会社	鴻巣市下忍 3483 番地 4	048-598-5658	(有)笠原設備工業所	熊谷市上新田 411 番地	048-536-3662
株式会社小高設備	川越市大字下広谷 512 番地 1	049-239-3900	(株)栴田設備	鴻巣市広田 377 番地 1	048-569-2080
株式会社 ORIGINAL	鴻巣市宮前 205 番地 6	048-594-6157	(株)観水	深谷市柏合 681 番地 1	048-571-3119
有限会社加賀崎水道設備	熊谷市三ヶ尻 3334 番地	048-530-4030	関東日精(株)	神川町原新田 1097 番地 1	0495-77-3850
有限会社柿沼住設	羽生市大字東八丁目 9 番地 13	048-561-6166	吉備工業(株)	久喜市栗橋東 4 丁目 7 番 22 号	0480-52-0777
有限会社笠原設備工業所	熊谷市上新田 411 番地	048-536-3662	(株)木村設備	宮代町本田 4 丁目 10 番 32 号	0480-32-7788
株式会社栴田設備	鴻巣市広田 377 番地 1	048-569-2080	協立設備(株)	桶川市下日出谷東 3 丁目 31 番地の 6	048-786-4557
株式会社観水	深谷市柏合 681 番地 1	048-571-3119	(株)享和	白岡市下野田 809	0480-92-2345
関東日精株式会社	児玉郡神川町大字原新田 1097 番地 1	0495-77-3850	桐原設備工業所	鴻巣市広田 3459 番地 12	048-596-1842
有限会社北沢設備工業	北足立郡伊奈町内宿台五丁目 102 番地	048-728-2404	(株)桐宗工業	鴻巣市境 79 番地 15	048-578-7216
吉備工業株式会社	久喜市栗橋東 4 丁目 7 番 22 号	0480-52-0777	(株)空衛設備	宮代町東 331 番地 6	0480-37-3317
株式会社木村設備	南埼玉郡宮代町本田 4 丁目 10 番 32 号	0480-32-7788	国本設備工業	深谷市血洗島 76 番地 7	048-598-4966
協立設備株式会社	桶川市下日出谷東 3 丁目 31 番地の 6	048-786-4557	(株)くはら設備	坂戸市塚越 1203 番地 1	049-280-8777
株式会社享和	白岡市下野田 809	0480-92-2345	(株)熊谷清掃社	熊谷市上之 3232 番地	048-521-3178
株式会社桐宗工業	鴻巣市境 79 番地 15	048-578-7216	(株)クラシアン	さいたま市北区吉野町 2 丁目 200 番地 1	048-668-6911
株式会社空衛設備	南埼玉郡宮代町東 331 番地 6	0480-37-3317	黒沢設備	深谷市針ヶ谷 817 番地 1	048-585-0825
国本設備工業	深谷市血洗島 76 番地 7	048-598-4966	(有)ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区別所町 47 番地 24	048-663-0818
株式会社くはら設備	坂戸市塚越 1203 番地 1	049-280-8777	(有)小島水道工業	加須市北篠崎 212 番地	0480-68-5743
株式会社熊谷清掃社	熊谷市上之 3232 番地	048-521-3178	(有)御所設備	深谷市東方町 5 丁目 15 番地 6	048-573-2833
株式会社クラシアン	さいたま市北区吉野町 2 丁目 200 番地 1	048-668-6911	(有)寿管工	桶川市南 2 丁目 2 番 11 号	048-782-6638
		0120-500-500	(有)小林電気商会	鴻巣市吹上富士見 1 丁目 7 番 9 号	048-548-6066
黒沢設備	深谷市針ヶ谷 817 番地 1	048-585-0825	(有)小山水道工業所	熊谷市伊勢町 360 番地	048-522-1162
有限会社ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区別所町 47 番地 24	048-663-0818	埼栄設備工業(株)	熊谷市三ヶ尻 156 番地	048-532-5765
有限会社小島水道工業	加須市北篠崎 212 番地	0480-68-5743	(株)彩水設備	川越市鯨井新田 45 番地 2 グランヴィル 4F	049-298-6130
有限会社御所設備	深谷市東方町 5 丁目 15 番地 6	048-573-2833	(株)彩玉	加須市中種足 1497 番地	0480-53-3432
有限会社寿管工	桶川市南 2 丁目 2 番 11 号	048-782-6638	(株)坂井住設	美里町白石 1452 番地 16	0495-76-4833
有限会社小林電気商会	鴻巣市吹上富士見 1 丁目 7 番 9 号	048-548-6066	(株)SAKURAI	上里町七本木 2993 番地 1	0495-35-3955
有限会社小山水道工業所	熊谷市伊勢町 360 番地	048-522-1162	(株)三希設備	川越市中台元町 1 丁目 5 番地 15	049-242-5064
埼栄設備工業株式会社	熊谷市三ヶ尻 156 番地	048-532-5765	(有)三幸システム企画	上尾市地頭方 441 番地 7	048-781-3405
株式会社彩水設備	川越市鯨井新田 45 番地 2 グランヴィル 4F	049-298-6130	(株)茂田工業所	さいたま市北区東大成町 2 丁目 376 番地 2	048-666-6838
株式会社彩玉	加須市中種足 1497 番地	0480-53-3432	(株)シムラ	鴻巣市筑波 1 丁目 2 番 25 号	048-548-0216
			白根設備(株)	熊谷市箱田 1 丁目 11 番 28 号	048-524-0235

株式会社坂井住設	児玉郡美里町大字白石 1452 番地 16	0495-76-4833	(有)シンセイ	鴻巣市宮前 38 番地 20	048-597-0201
株式会社 SAKURAI	児玉郡上里町大字七本木 2993 番地 1	0495-35-3955	(有)新成建設	本庄市下野堂 651 番 7	0495-24-3574
株式会社三希設備	川越市中台元町一丁目 5 番地 15	049-242-5064	新和機設(株)	熊谷市佐谷田 153 番地 7	048-522-0659
有限会社三幸システム企画	上尾市大字地頭方 441 番地 7	048-781-3405	(株)スカイホーム	北本市中央 4 丁目 68 番地 2	048-592-0111
株式会社茂田工業所	さいたま市北区東大成町二丁目 376 番地 2	048-666-6868	(株)鈴木美装	深谷市東方町 3 丁目 12 番地 7	048-572-9580
株式会社シムラ	鴻巣市筑波一丁目 2 番 25 号	048-548-0216	関根設備工業(株)	幸手市中 1 丁目 12 番 33 号	0480-42-0087
白根設備株式会社	熊谷市箱田一丁目 11 番 28 号	048-524-0235	(株)大昇	熊谷市佐谷田 2964 番地 2	048-525-3780
有限会社シンセイ	鴻巣市宮前 38 番地 20	048-597-0201	(株)大宝設備	桶川市上日出谷南 1 丁目 40 番地の 16	048-786-9871
有限会社新成建設	本庄市下野堂 651 番 7	0495-24-3574	(有)平設備	滑川町伊古 158 番地 1	0493-57-1157
新和機設株式会社	熊谷市佐谷田 153 番地 7	048-522-0659	(株)タカサカ	東松山市西本宿 1763 番地 3	0493-34-4735
株式会社スカイホーム	北本市中央四丁目 68 番地 2	048-592-0111	(株)高橋設備	本庄市緑 2 丁目 1 番 2 号	0495-21-3563
株式会社鈴木設備工業 埼玉支店	春日部市備後東四丁目 12 番 23 号山中ハイツ 102 号室	0270-75-4921	(株)タキザワ	熊谷市石原 1339 番地	048-521-5028
株式会社鈴木美装	深谷市東方町三丁目 12 番地 7	048-572-9580	(有)拓己設備	熊谷市上之 1197 番地 10	048-523-8322
関根設備工業株式会社	幸手市中一丁目 12 番 33 号	0480-42-0087	(株)タバタ設備	本庄市本庄 3 丁目 3 番 22 号	0495-22-8802
株式会社大昇	熊谷市佐谷田 2964 番地 2	048-525-3780	(株)たべい	深谷市萱場 759 番地 3	048-571-0466
株式会社大宝設備	桶川市上日出谷南一丁目 40 番地の 16	048-786-9871	(有)玉坂設備	桶川市上日出谷 344 番地の 11	048-787-6550
有限会社大洋管工設備	川口市江戸三丁目 17 番 11 号	048-287-0035	(株)中央設備工業	上尾市今泉 365 番地 12	0487-25-3232
有限会社平設備	比企郡滑川町大字伊古 158 番地 1	0493-57-1157	(株)TAG	熊谷市石原 113 番地 7	048-526-6706
株式会社タカサカ	東松山市大字西本宿 1763 番地 3	0493-34-4735	TSK ティエスケイ	熊谷市上川上 583 番地 7	090-3507-6101
株式会社高橋設備	本庄市緑二丁目 1 番 2 号	0495-21-3563	(株)トミザワ設備	久喜市上町 6 番 52 号	0480-21-0946
株式会社タキザワ	熊谷市石原 1339 番地	048-521-5028	戸矢設備	上里町堤 333 番地 2	0495-33-9239
有限会社拓己設備	熊谷市上之 1197 番地 10	048-523-8322	(株)中島水道	熊谷市万吉 709 番地 7	048-536-5151
株式会社タバタ設備	本庄市本庄三丁目 3 番 22 号	0495-22-8802	中島設備	深谷市高島 634 番地	048-511-8346
株式会社たべい	深谷市萱場 759 番地 3	048-571-0466	(有)中嶋設備工業	熊谷市武体 197 番地	048-532-3581
有限会社玉坂設備	桶川市大字上日出谷 344 番地の 11	048-787-6550	(有)長島設備商会	北本市本町 4 丁目 99 番地	048-591-1304
株式会社中央設備工業	上尾市大字今泉 365 番地 12	048-725-3232	(株)中島電気工業	加須市南篠崎 2548 番地	0480-65-1727
株式会社ツツミ設備	北本市石戸九丁目 333 番地 1	048-577-5477	(株)ナガタケ	鴻巣市北新宿 1018 番地	048-578-4816
株式会社 TAG	熊谷市石原 113 番地 7	048-526-6706	(有)長峯設備	羽生市羽生 430 番地 6	048-561-4491
TSK ティエスケイ	熊谷市上川上 583 番地 7	090-3507-6101	中村設備	熊谷市妻沼東 5 丁目 67 番	048-589-0020
株式会社トミザワ設備	久喜市上町 6 番 52 号	0480-21-0946	(株)中村設備工業所	上尾市錦町 1 番地 18	048-773-8733
戸矢設備	児玉郡上里町大字堤 333 番地 2	0495-33-9239	(有)中村フィクセル	熊谷市久下 1692 番地 4	048-522-5490
株式会社中島水道	熊谷市万吉 709 番地 7	048-536-5151	(株)中屋	熊谷市弥生 2 丁目 50 番地	048-523-2372
中島設備	深谷市高島 634 番地	048-511-8346	夏目設備(株)	熊谷市池上 490 番地	048-523-0064
有限会社中嶋設備工業	熊谷市武体 197 番地	048-532-3581	(有)並木住宅設備	熊谷市小島 211 番地 1	048-532-1343
有限会社長島設備商会	北本市本町四丁目 99 番地	048-591-1304	(株)並木設備工業	熊谷市玉井 1823 番地	048-532-6339
株式会社中島電気工業	加須市南篠崎 2548 番地	0480-65-1727	(有)新島商会	吉見町南吉見 344 番地	0493-54-1433
			(株)日建	鴻巣市広田 3524 番地 28	048-598-7681

株式会社ナガタケ	鴻巣市北新宿 1018 番地	048-578-4816	(株)ノハラ興業	さいたま市北区宮原町2丁目1番地7	048-664-6398
有限会社長峯設備	羽生市大字羽生 430 番地 6	048-561-4491	(株)一設備工業	北葛飾郡杉戸町堤根 4424 番地 8	048-812-7840
中村設備	熊谷市妻沼東五丁目 67 番	048-589-0020	橋本設備工業	熊谷市善ヶ島 3186 番地 5	090-8682-2379
株式会社中村設備工業所	上尾市錦町 1 番地 18	048-773-8733	(有)長谷川設備工業	さいたま市西区西遊馬 902 番地 1	048-626-2385
有限会社中村フィクセル	熊谷市久下 1692 番地 4	048-522-5490	(株)ハトリ	羽生市南 7 丁目 2 番地 2	048-562-5000
株式会社中屋	熊谷市弥生二丁目 50 番地	048-523-2372	(株)羽島工業	鴻巣市屈巢 3533 番地 1	048-569-0741
夏目設備株式会社	熊谷市池上 490 番地	048-523-0064	(有)濱島建設	加須市外田ヶ谷 17 番地の 1	0480-73-1728
有限会社並木住宅設備	熊谷市小島 211 番地 1	048-532-1343	(株)ハマノ	北葛飾郡杉戸町杉戸 5 丁目 5 番 12 号	0480-31-1318
株式会社並木設備工業	熊谷市玉井 1823 番地	048-532-6339	(株)早坂建設	越谷市神明町 3 丁目 289 番地 4	048-916-5546
有限会社新島商会	比企郡吉見町大字南吉見 344 番地	0493-54-1433	美創	熊谷市拾六間 823 番地 23	0120-622-682
株式会社日建	鴻巣市広田 3524 番地 28	048-598-7681	(有)平賀設備工業	鴻巣市明用 301 番地	048-548-1739
株式会社ノハラ興業	さいたま市北区宮原町二丁目 1 番地 7	048-664-6398	深作設備工業(株)	久喜市久喜北 1 丁目 10 番 4	0480-21-3175
株式会社一設備工業	北葛飾郡杉戸町大字堤根 4424 番地 8	048-812-7840	(株)深谷設計設備	さいたま市北区別所町 38 番地 10	048-783-4090
橋本設備工業	熊谷市善ヶ島 3186 番地 5	090-8682-2379	(有)深谷設備工業所	深谷市東方 3557 番地 12	048-572-3098
有限会社長谷川設備工業	さいたま市西区大字西遊馬 902 番地 1	048-626-2385	吹上さく泉工業(有)	鴻巣市鎌塚 3 丁目 1 番 2 号	048-548-0214
株式会社ハトリ	羽生市南七丁目 2 番地 2	048-562-5000	(有)福商	南埼玉郡宮代町川端 288 番 1	0480-33-4043
株式会社羽島工業	鴻巣市屈巢 3533 番地 1	048-569-0741	(株)福田設備工業	加須市中種足 1529 番地	0480-73-2848
有限会社濱島建設	加須市外田ヶ谷 17 番地の 1	0480-73-1728	フシミ設備サービス(株)	熊谷市別府 5 丁目 284 番地	048-532-5243
株式会社ハマノ	北葛飾郡杉戸町杉戸五丁目 5 番 12 号	0480-31-1318	(有)へんみ設備	児玉郡美里町沼上 85 番地 2	0495-76-4120
株式会社早坂建設	越谷市神明町三丁目 289 番地 4	048-916-5546	(有)フヨウ設備	熊谷市拾六間 222 番地 1	048-533-5328
美創	熊谷市拾六間 823 番地 23	0120-622-682	(有)本田工業	春日部市谷原新田 1404 番地	048-736-2929
有限会社平賀設備工業	鴻巣市明用 301 番地	048-548-1739	(株)雅工業	川口市安行出羽 4 丁目 9 番 18 号	048-269-1611
深作設備工業株式会社	久喜市久喜北一丁目 10 番 4	0480-21-3175	マツオ興業(株)	川島町上伊草 821 番地 1	049-297-0792
株式会社深谷設計設備	さいたま市北区別所町 38 番地 10	048-783-4090	合同会社マツザキ	上尾市老丁目南 16 番地 1 グリーンピュア 201 号	048-717-1519
有限会社深谷設備工業所	深谷市大字東方 3557 番地 12	048-572-3098	(株)丸山設備	加須市新川通 420 番地 5	0480-53-3040
吹上さく泉工業有限会社	鴻巣市鎌塚三丁目 1 番 2 号	048-548-0214	(株)水野水道	鴻巣市人形 4 丁目 6 番 27 号	048-541-5361
有限会社福商	南埼玉郡宮代町字川端 288 番 1	0480-33-4043	(株)水野設備	深谷市国済寺 425 番地 2	048-571-2822
株式会社福田設備工業	加須市中種足 1529 番地	0480-73-2848	(株)見沼工業	さいたま市見沼区春岡 3 丁目 49 番 17	048-686-9888
フシミ設備サービス株式会社	熊谷市別府五丁目 284 番地	048-532-5243	宮本興業(株)	加須市北小浜 227 番地 2	0480-31-7296
有限会社フヨウ設備	熊谷市拾六間 222 番地 1	048-533-5328	茂木設備工業	北本市石戸 4 丁目 323	048-591-2032
有限会社へんみ設備	児玉郡美里町大字沼上 85 番地 2	0495-76-4120	(株)やなぎ	上尾市平塚 3010 番地 3	048-772-5197
有限会社本田工業	春日部市谷原新田 1404 番地	048-736-2929	矢部設備工業	熊谷市末広 3 丁目 5 番 15	048-526-2380
株式会社雅工業	川口市安行出羽四丁目 9 番 18 号	048-269-1611	(株)ヤマグチ	久喜市佐間 290 番地の 2	0480-52-5570
マツオ興業株式会社	比企郡川島町大字上伊草 821 番地 1	049-297-0792	(有)山崎製作所	熊谷市西別府 2263 番 2	048-532-3494
合同会社マツザキ	上尾市老丁目南 16 番地 1 号グリーンピュア 201 号	048-717-1519	(株)山田設備工業	白岡市西 8 丁目 15 番 1	0480-92-2251
株式会社丸山設備	加須市新川通 420 番地 5	0480-53-3040	(株)ユーライフ	東松山市石橋 1696 番 4	0493-81-5678
株式会社水野水道	鴻巣市人形四丁目 6 番 27 号	048-541-5361	(株)吉岡設備	深谷市寿町 177 番地	048-572-3416

P42	<a href="#">株式会社水野設備</a>	<a href="#">深谷市国済寺 425 番地 2</a>	<a href="#">048-571-2822</a>	<a href="#">(株)良松</a>	<a href="#">さいたま市北区東大成町 1 丁目 460 番地</a>	<a href="#">048-666-1200</a>																																																																																					
	<a href="#">株式会社見沼工業</a>	<a href="#">さいたま市岩槻区金重 93 番地 6</a>	<a href="#">048-686-9888</a>	<a href="#">(有)ラビスト</a>	<a href="#">加須市道地 1205 番地 1</a>	<a href="#">0480-73-7277</a>																																																																																					
	<a href="#">宮本興業株式会社</a>	<a href="#">加須市北小浜 227 番地 2</a>	<a href="#">0480-31-7296</a>	<p><b>3-6 一般廃棄物(収集・運搬)許可業者一覧</b></p> <p style="text-align: right;">(令和4年11月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>業者名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(有)後藤衛生社</td> <td>鴻巣市鎌塚98番地1</td> <td>048-549-2271</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(株)小嶋衛生社</td> <td><a href="#">深谷市本田966番地4</a></td> <td>048-583-3706</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(株)柿谷商店</td> <td>行田市忍1丁目21番20号</td> <td>048-556-2587</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>(株)埼玉鴉商</td> <td>羽生市上新郷1838番地25</td> <td>0276-73-1343</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>(株)ぐんま東庄</td> <td>高崎市寺尾町3212番地8</td> <td><a href="#">027-323-5331</a></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>(有)行田サービス</td> <td>行田市須加3180番地</td> <td>048-557-2740</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>(有)ハイクリーン</td> <td><a href="#">熊谷市青山42番地1</a></td> <td>0493-39-4860</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td><a href="#">(株)行田クリーンパック</a></td> <td>行田市藤原町1丁目17番地1</td> <td>048-554-1462</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>(有)田中建材工業</td> <td>行田市若小玉3888番地3</td> <td>048-553-5730</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>(株)イズミ</td> <td>行田市埼玉4173番地2</td> <td>050-3537-8725</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td><a href="#">(株)丸良商事</a></td> <td><a href="#">熊谷市下奈良1598番地2</a></td> <td>048-526-2000</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>(株)小林茂商店</td> <td>熊谷市今井1106番地</td> <td>048-521-6356</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>(有)大晃商事</td> <td>鴻巣市人形3丁目2番32号</td> <td>048-542-9792</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td><a href="#">34</a></td> <td>柿弘商事</td> <td>行田市佐間1丁目26番39号</td> <td>048-553-0216</td> </tr> <tr> <td><a href="#">35</a></td> <td>(有)新生興産</td> <td>羽生市砂山366番地2</td> <td>048-561-4499</td> </tr> </tbody> </table>				No.	業者名	所在地	電話番号	(略)				4	(有)後藤衛生社	鴻巣市鎌塚98番地1	048-549-2271	5	(株)小嶋衛生社	<a href="#">深谷市本田966番地4</a>	048-583-3706	6	(株)柿谷商店	行田市忍1丁目21番20号	048-556-2587	(略)				11	(株)埼玉鴉商	羽生市上新郷1838番地25	0276-73-1343	12	(株)ぐんま東庄	高崎市寺尾町3212番地8	<a href="#">027-323-5331</a>	13	(有)行田サービス	行田市須加3180番地	048-557-2740	14	(有)ハイクリーン	<a href="#">熊谷市青山42番地1</a>	0493-39-4860	15	<a href="#">(株)行田クリーンパック</a>	行田市藤原町1丁目17番地1	048-554-1462	16	(有)田中建材工業	行田市若小玉3888番地3	048-553-5730	(略)				25	(株)イズミ	行田市埼玉4173番地2	050-3537-8725	26	<a href="#">(株)丸良商事</a>	<a href="#">熊谷市下奈良1598番地2</a>	048-526-2000	27	(株)小林茂商店	熊谷市今井1106番地	048-521-6356	(略)				33	(有)大晃商事	鴻巣市人形3丁目2番32号	048-542-9792	(削除)				<a href="#">34</a>	柿弘商事	行田市佐間1丁目26番39号	048-553-0216	<a href="#">35</a>	(有)新生興産	羽生市砂山366番地2	048-561-4499
	No.	業者名	所在地					電話番号																																																																																			
	(略)																																																																																										
	4	(有)後藤衛生社	鴻巣市鎌塚98番地1					048-549-2271																																																																																			
	5	(株)小嶋衛生社	<a href="#">深谷市本田966番地4</a>					048-583-3706																																																																																			
	6	(株)柿谷商店	行田市忍1丁目21番20号					048-556-2587																																																																																			
	(略)																																																																																										
	11	(株)埼玉鴉商	羽生市上新郷1838番地25					0276-73-1343																																																																																			
	12	(株)ぐんま東庄	高崎市寺尾町3212番地8					<a href="#">027-323-5331</a>																																																																																			
	13	(有)行田サービス	行田市須加3180番地					048-557-2740																																																																																			
	14	(有)ハイクリーン	<a href="#">熊谷市青山42番地1</a>					0493-39-4860																																																																																			
	15	<a href="#">(株)行田クリーンパック</a>	行田市藤原町1丁目17番地1					048-554-1462																																																																																			
	16	(有)田中建材工業	行田市若小玉3888番地3					048-553-5730																																																																																			
(略)																																																																																											
25	(株)イズミ	行田市埼玉4173番地2	050-3537-8725																																																																																								
26	<a href="#">(株)丸良商事</a>	<a href="#">熊谷市下奈良1598番地2</a>	048-526-2000																																																																																								
27	(株)小林茂商店	熊谷市今井1106番地	048-521-6356																																																																																								
(略)																																																																																											
33	(有)大晃商事	鴻巣市人形3丁目2番32号	048-542-9792																																																																																								
(削除)																																																																																											
<a href="#">34</a>	柿弘商事	行田市佐間1丁目26番39号	048-553-0216																																																																																								
<a href="#">35</a>	(有)新生興産	羽生市砂山366番地2	048-561-4499																																																																																								

P43

**3-7 し尿処理等許可業者一覧**

(令和7年11月現在)

**(1) し尿処理許可業者**

No.	業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(略)			
4	(株)三共商事	加須市北小浜607番地	0480-62-5485
5	(株)小嶋衛生社	<u>深谷市本田966番地4</u>	048-583-3706
6	(有)後藤衛生コンサルタント	熊谷市曙町2丁目29番地	048-537-0555
(略)			

P46

**4-2 海面気圧平均、気温、平均湿度、降水量**

年	海 面 気 圧 平 均 (hPa)	気 温 (°C)					平 均 湿 度 (%)	降 水 量 (mm)		
		平均 気温	最高 平均	最低 平均	極 最高	極 最低		総 量	日 最 大	1 時 間 最 大
(略)										
3	1014.5	16.0	21.4	11.5	37.2	-6.4	67	1,177.0	79.0	51.0
<u>4</u>	<u>1,014.2</u>	<u>16.0</u>	<u>21.4</u>	<u>11.5</u>	<u>40.0</u>	<u>-4.2</u>	<u>68</u>	<u>1,251.0</u>	<u>129.5</u>	<u>46.0</u>
<u>5</u>	<u>1,014.6</u>	<u>17.2</u>	<u>23.0</u>	<u>12.4</u>	<u>39.2</u>	<u>-5.3</u>	<u>65</u>	<u>1,028.5</u>	<u>92.0</u>	<u>44.0</u>
<u>6</u>	<u>1,014.0</u>	<u>17.2</u>	<u>22.6</u>	<u>12.7</u>	<u>40.0</u>	<u>-4.4</u>	<u>68</u>	<u>1,213.5</u>	<u>91.0</u>	<u>45.5</u>

**3-7 し尿処理等許可業者一覧**

(令和4年11月現在)

**(1) し尿処理許可業者**

No.	業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(略)			
4	(株)三共商事	加須市北小浜607番地	0480-62-5485
5	(株)小嶋衛生社	<u>深谷市本田1009番地1</u>	048-583-3706
6	(有)後藤衛生コンサルタント	熊谷市曙町2丁目29番地	048-537-0555
(略)			

**4-2 海面気圧平均、気温、平均湿度、降水量**

年	海 面 気 圧 平 均 (hPa)	気 温 (°C)					平 均 湿 度 (%)	降 水 量 (mm)		
		平均 気温	最高 平均	最低 平均	極 最高	極 最低		総 量	日 最 大	1 時 間 最 大
(略)										
3	1014.5	16.0	21.4	11.5	37.2	-6.4	67	1,177.0	79.0	51.0

出典：統計ぎょうだ

P59

5-4 都市計画道路整備状況一覧

(令和7年3月31日現在)

路線名	幅員	延長	改良済	未改良
(略)				
国道17号線	20.0	450.0	0.0	450.0
国道125号線	15.0	<u>3,660.0</u>	<u>2,137.0</u>	1,523.0
	11.0	<u>2,890.0</u>	<u>2,890.0</u>	0.0
昭和通線	18.0	3,050.0	1,284.0	1,766.0
(略)				
南大通線	20.0	6,480.0	6,480.0	0.0
	18.0	300.0	<u>285.0</u>	<u>15.0</u>
(略)				
計		49,310.0	<u>41,038.0</u>	<u>8,272.0</u>

(削除)

P60

5-5 駅別年間乗客数

(各年度末現在)

年度	行田駅	ソシオ流通センター駅	持田駅	行田市駅	東行田駅	武州荒木駅
(略)						
令和3年	5,010	262	367	609	1,001	137
<u>令和4年</u>	<u>5,404</u>	<u>272</u>	<u>389</u>	<u>635</u>	<u>1,042</u>	<u>135</u>
<u>令和5年</u>	<u>5,479</u>	<u>302</u>	<u>395</u>	<u>699</u>	<u>1,075</u>	<u>147</u>

出典：統計ぎょうだ

5-4 都市計画道路整備状況一覧

(令和4年3月31日現在)

路線名	幅員	延長	改良済	未改良
(略)				
国道17号線	20.0	450.0	0.0	450.0
国道125号線	15.0	<u>2,720.0</u>	<u>1,197.0</u>	1,523.0
	11.0	<u>3,830.0</u>	<u>3,830.0</u>	0.0
昭和通線	18.0	3,050.0	1,284.0	1,766.0
(略)				
南大通線	20.0	6,480.0	6,480.0	0.0
	18.0	300.0	<u>0.0</u>	<u>※300.0</u>
(略)				
計		49,310.0	<u>40,753.0</u>	<u>8,557.0</u>

※未改良延長は、一部未整備箇所を含めた区間延長としている。

5-5 駅別年間乗客数

(各年度末現在)

年度	行田駅	ソシオ流通センター駅	持田駅	行田市駅	東行田駅	武州荒木駅
(略)						
令和3年	5,010	262	367	609	1,001	137

出典：統計ぎょうだ

P68

(2) 消防無線施設配置一覧

所 属	局 名	呼 出 名 称	型 式	周 波	空 中 線 電 力	
熊谷市・行田市 消防指令センター	基地局	行田消防			10W	
本 部	<u>基地局非常時用</u>	移動局卓上	行田本部 01	5W	5W	
	広報車	移動局車載	行田広報 1			
	査察車		行田査察 1			
	<u>防災活動車</u>		(削除)			
	部	消防総務課	移動局可搬	行田警防本部 01	2W	2W
			移動局携帯	行田警防 101		
			移動局携帯	行田指揮 105		
		予防課	移動局携帯	行田指揮 103		
			移動局携帯	行田指揮 104		
			移動局携帯	行田指揮 104		
指 揮 車	移動局車載	行田指揮 1	5K80G1D	統制波1 統制波2 統制波3 主運用波 消防活動波 救急活動波	5W	
	移動局可搬	行田指揮 01				
	移動局携帯	行田指揮 101				
	移動局携帯	行田指揮 102				
積 載 車	移動局車載	行田積載 1	5W	2W	2W	
	移動局携帯	行田積載 101	2W			
	<u>移動局携帯</u>	<u>行田積載 102</u>	2W			
<u>化学消防ポンプ 自動車</u>	移動局車載	行田化学 1	5W	2W	5W	
	移動局携帯	行田化学 101	2W			
		行田化学 102				
救 助 工 作 車	移動局車載	行田救助 1	5W	2W	5W	
	移動局携帯	行田救助 101	2W			
		行田救助 102				
署	<u>屈折はしご付 消防自動車</u>	移動局車載	行田梯子 1	5W	2W	
		移動局携帯	行田梯子 101			
	<u>大型水槽付消防 ポンプ自動車</u>	移動局車載	行田タンク 1	5W	2W	
		移動局携帯	行田タンク 101			

(2) 消防無線施設配置一覧

所 属	局 名	呼 出 名 称	型 式	周 波	空 中 線 電 力	
熊谷市・行田市 消防指令センター	基地局	行田消防			10W	
本 部	<u>基地局非常時</u>	移動局卓上	行田本部 01	5K80G1D	統制波1 統制波2 統制波3 主運用波 消防活動波 救急活動波	
	広報車	移動局車載	行田広報 1			
	査察車		行田査察 1			
	<u>警防活動車</u>		<u>行田査察 2</u>			
	部	消防総務課	移動局携帯	行田警防 101	2W	2W
			移動局携帯	行田指揮 105		
			移動局携帯	行田防災 101		
	予 防 課	移動局携帯	行田指揮 103	2W	2W	
			行田指揮 104			
	指 揮 車	移動局車載	行田指揮 1	5K80G1D	統制波1 統制波2 統制波3 主運用波 消防活動波 救急活動波	5W
移動局可搬		行田指揮 01				
移動局携帯		行田指揮 101				
移動局携帯		行田指揮 102				
積 載 車	移動局車載	行田積載 1	5W	2W	2W	
	移動局携帯	行田積載 101	2W			
<u>化 学 車</u>	移動局車載	行田化学 1	5K80G1D	統制波1 統制波2 統制波3 主運用波 消防活動波 救急活動波	5W	
	移動局携帯	行田化学 101				2W
		行田化学 102				
救 助 工 作 車	移動局車載	行田救助 1	5W	2W	5W	
	移動局携帯	行田救助 101	2W			
		行田救助 102				
署	<u>梯 子 車</u>	移動局車載	行田梯子 1	2W	5W	
		移動局携帯	行田梯子 101			
	<u>水槽付ポンプ車</u>	移動局車載	行田タンク 1	2W	5W	



P81

名 称	局数	周波の内訳
基地局 (固定)	1	統制波・主運用波・消防活動波・救急活動波
陸上移動局 (卓上)	1	
陸上移動局 (車載)	19	
陸上移動局 (携帯)	25	
陸上移動局 (可搬)	6	
合 計	52	

7-1 消防水利の現況

(令和7年4月1日現在)

消 火 栓	消防井戸	耐震貯水槽	貯 水 槽	街角消火器
825基	1,257基	36基	189基	1,040本

7-2 消防力の現況

1 消防署

(令和7年4月1日現在)

区 分	指 揮 車	事 務 連 絡 車	広 報 車	査 察 車	消 防 ポ ンプ 車	梯 子 車	水 槽 付 ポ ンプ 車	高 規 格 救 急 車	化 学 車	救 助 工 作 車	ボ ー ト 積 載 車	救急車 (非常用)
消 防 本 部 ・ 本 署	1	5	1	2	2	1	1	2	1	1	1	1
消 防 署 西 分 署					1		1	1				
消 防 署 北 分 署					1		1	1				
合 計	1	5	1	2	4	1	3	4	1	1	1	1

2 消防団

区 分	指 揮 車	広 報 車	防 災 学 習 車	可 搬 消 防 ポ ンプ 積 載 車	消 防 ポ ンプ 車
消 防 団 本 部	1台	1台	1台	台	台
中 央 消 防 隊				1	3
西 部 方 面 消 防 隊				1	2
南 部 方 面 消 防 隊				1	2
北 部 方 面 消 防 隊				1	4
東 部 方 面 消 防 隊				1	3
合 計	1	1	1	5	14

名 称	局数	周波の内訳
基地局 (固定)	1	統制波・主運用波・消防活動波・救急活動波
陸上移動局 (卓上)	1	
陸上移動局 (車載)	22	
陸上移動局 (携帯)	26	
陸上移動局 (可搬)	6	
合 計	56	

7-1 消防水利の現況

(令和4年4月1日現在)

消 火 栓	消防井戸	耐震貯水槽	貯 水 槽	街角消火器
814基	1,280基	36基	140基	1,040本

7-2 消防力の現況

1 消防署

(令和4年10月1日現在)

区 分	指 揮 車	事 務 連 絡 車	広 報 車	査 察 車	消 防 ポ ンプ 車	梯 子 車	水 槽 付 ポ ンプ 車	高 規 格 救 急 車	化 学 車	救 助 工 作 車	ボ ー ト 積 載 車	救急車 (予備車)
消 防 本 部 ・ 本 署	1	5	1	2	3	1	2	2	1	1	1	1
消 防 署 西 分 署					1		1	1				
消 防 署 北 分 署					1		1	1				
合 計	1	5	1	2	5	1	4	4	1	1	1	1

2 消防団

区 分	指 揮 車	防 災 活 動 車	防 災 学 習 車	可 搬 ポ ンプ 付 積 載 車	消 防 ポ ンプ 車
消 防 団 本 部	1台	1台	1台	台	台
中 央 消 防 隊				1	3
西 部 方 面 消 防 隊				1	2
南 部 方 面 消 防 隊				1	2
北 部 方 面 消 防 隊				1	4
東 部 方 面 消 防 隊				1	3
合 計	1	1	1	5	14

P82	7-3 重要水防箇所一覧										7-3 重要水防箇所一覧												
	所管	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される水防工法	所管	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される水防工法			
			種別	階級		地先名	キロ杭位置						種別	階級		地先名	キロ杭位置						
	1	国	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	北河原	157.5k 下24m 157.5k 下213m	188.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土のう工 釜段工		1	国	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	北河原	157.5k 下24m 157.5k 下213m	188.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 釜段工
	2	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	北河原	157.0k 上256m 156.0k	723.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土のう工 かご止め工		2	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	北河原	157.0k 上256m 156.0k	1259.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土のう工 かご止め工
	3	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	酒巻	156.5k 上35m 156.0k	535.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土のう工 かご止め工		3	国	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	酒巻	156.0k 155.5k 下10m	511	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 釜段工
	4	国	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	酒巻	156.0k 155.5k 下10m	511	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 釜段工		4	国	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	酒巻	155.5k 下10m 155.5k 下135m	125.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	積み土のう工 釜段工
	5	国	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注意	右	酒巻	155.5k 下10m 155.5k 下135m	125.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	積み土のう工 釜段工		5	国	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	酒巻	155.5k 下10m 155.5k 下135m	125.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	積み土のう工 釜段工
	6	国	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	下中条	155.5k 下135m 155.5k 下185m	550.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 釜段工		6	国	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	下中条	155.5k 下135m 155.5k 下251m	115.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 釜段工
	(統合)											6	国	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	下中条	155.5k 下251m 155.0k 下185m	435.2	氾濫危険水位設定箇所(八斗島観測所) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 釜段工	
	7	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	下中条	155.0k 下185m 155.0k 下231m	46.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土のう工 かご止め工		7	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	下中条	155.0k 下185m 155.0k 下231m	46.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土のう工 かご止め工

8	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	下中条	155.0k 下231m 154.5k 上60m	170.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	積み土のう工 築きまわし工 かご止め工
9	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	下中条	154.5k 上60m 154.5k 下15m	74.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	積み土のう工 築きまわし工 かご止め工
10	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	下中条	154.5k 下15m 154.0k 上69m	409.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	積み土のう工 築きまわし工 かご止め工
11	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	須加	154.0k 上69m 154.0k 上64m	4.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	積み土のう工 築きまわし工 かご止め工
12	国	利根川	堤体漏水 旧川跡	B 要注意	右	須加	154.0k 上64m 154.0k 下10m	74.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	築きまわし工 かご止め工
13	国	利根川	堤体漏水	B	右	須加	154.0k 下10m 154.0k 下35m	24.9	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	築きまわし工 かご止め工
14	国	利根川	工作物	B	右	須加	154.0k 下20m	1箇所	武蔵大橋 流下能力不足	
15	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	須加	154.0k 下35m 153.5k 下254m	717.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	積み土のう工 築きまわし工 かご止め工
16	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	須加	153.5k 下254m 152.0k 下10m	1274.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土のう工 かご止め工
17	県	福川	高築堤	高築堤	右	北河原	6.1k 0.0k	6100.0	高築堤河川	積土のう工
8	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	下中条	155.0k 下231m 154.5k 上60m	170.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	積み土のう工 築きまわし工 かご止め工
9	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	下中条	154.5k 上60m 154.5k 下15m	74.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	積み土のう工 築きまわし工 かご止め工
10	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	下中条	154.5k 下15m 154.0k 上69m	409.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	積み土のう工 築きまわし工 かご止め工
11	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	須加	154.0k 上69m 154.0k 上64m	4.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	積み土のう工 築きまわし工 かご止め工
12	国	利根川	堤体漏水 旧川跡	B 要注意	右	須加	154.0k 上64m 154.0k 下10m	74.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	築きまわし工 かご止め工
13	国	利根川	堤体漏水	B	右	須加	154.0k 下10m 154.0k 下35m	24.9	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	築きまわし工 かご止め工
14	国	利根川	工作物	B	右	須加	154.0k 下20m	1箇所	武蔵大橋 流下能力不足	
15	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	須加	154.0k 下35m 153.5k 下254m	717.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	積み土のう工 築きまわし工 かご止め工
16	国	利根川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	須加	153.5k 下254m 152.0k 下10m	1274.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土のう工 かご止め工
17	県	福川	高築堤	高築堤	右	北河原	6.1k 0.0k	6100.0	高築堤河川	積土のう工

(削除)										
(削除)										
19	県	忍川	堤防高	B	左	佐間 小敷田	9.3k 0.6k	8700.0	豪雨により計画水位を超えた H18.12.26豪雨	積土のう 工
20	県	忍川	堤防高	B	右	佐間 小敷田	9.3k 0.6k	8700.0	豪雨により計画水位を超えた H18.12.26豪雨	積土のう 工
21	県	忍川	堤防高	B	右	樋上 下忍	1.4k 2.6k	1200.0	溢水 R1.10台風第19号	積土のう 工
22	県	忍川	新堤防	B	右	緑町 向町	3.3k 4.5k	1200.0	溢水 R1.10台風第19号	積土のう 工
23	県	忍川	新堤防	B	右	忍	6.2k 6.2k	23	堤防完成後3年未満、R5.7 完成、河川改修工事	積み土の う工

出典：埼玉県水防計画

P91

8-4 庁用車両一覧

(令和7年11月1日現在)

所管課	普通車		小型車		軽自動車		バス	特殊車両			その他	計
	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物		普通	小型	軽		
広報広聴課				1								1
財産管理課	5		6	2	9	3						25
税務課					1							1
収入課					2							2
男女共同参画推進センター					1							1
地域活動推進課			2		2							4
危機管理課				1								1
交通政策課			1									1
南河原支所					1							1
環境課	1	1	1			2						5
粗大ごみ処理場		2									5	7

18	県	星川	新堤防		左	荒木	24.6k 5m 24.8k 60m	255.0	堤防完成後3年未満 R2.5完成、河川改修工事	シート張 り工
19	県	星川	新堤防		右	荒木	24.6k 5m 24.8k 60m	255.0	堤防完成後3年未満 R2.5完成、河川改修工事	シート張 り工
20	県	忍川	堤防高	B	左	佐間 小敷田	9.3k 0.6k	8700.0	豪雨により計画水位を超えた H18.12.26豪雨	積土のう 工
21	県	忍川	堤防高	B	右	佐間 小敷田	9.3k 0.6k	8700.0	豪雨により計画水位を超えた H18.12.26豪雨	積土のう 工
22	県	忍川	堤防高	B	右	樋上 下忍	1.4k 2.6k	1200.0	溢水 R1.10台風第19号	積土のう 工
23	県	忍川	新堤防	B	右	緑町 向町	3.3k 4.5k	1200.0	溢水 R1.10台風第19号 堤防完成後3年未満、R3.1 完成、河川改修工事	積土のう 工

出典：埼玉県水防計画

8-4 庁用車両一覧

(令和4年12月1日現在)

所管課	普通車		小型車		軽自動車		バス	特殊車両			その他	計
	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物		普通	小型	軽		
広報広聴課				1								1
財産管理課	6		5	3	11	2						27
税務課					3							3
地域活動推進課			2		2							4
危機管理課				1								1
交通対策課			1									1
南河原支所					1							1
男女共同参画推進センター					1							1
環境課	1	1	1			2						5
粗大ごみ処理場		2									5	7

商工観光課				1								1
農政課						2						2
福祉課			1	1		1						3
南河原保育園					1							1
<u>子ども家庭センター</u>				<u>1</u>	<u>1</u>	2						<u>4</u>
高齢者福祉課					4	1						5
<u>健康課</u>				<u>1</u>								<u>1</u>
都市計画課				3		3						6
建築開発課				2								2
<u>企業誘致課</u>	<u>2</u>											<u>2</u>
下水道課			2			2						4
水道課			3	2		3		1				9
管理課				2								2
道路治水課		1	1	1		4						7
営繕課				1		2						3
教育総務課	<u>1</u>			1								<u>2</u>
学校給食センター						1						1
教育支援センター						1						1
<u>スポーツ振興課</u>					2							2
文化財保護課					1	1						2
中央公民館			1									1
図書館					<u>1</u>	2		1				<u>4</u>
郷土博物館				1								1
<u>(削除)</u>												
消防本部	1		3			1		<u>12</u>		2		<u>19</u>
北分署								3				3
西分署								<u>3</u>				<u>3</u>
消防分団								22				22
いきいき財団				2		5						7
合計	<u>10</u>	4	<u>21</u>	<u>25</u>	24	<u>36</u>	0	<u>42</u>	<u>0</u>	2	5	169

商工観光課									1													1
農政課														2								2
福祉課									1	1			1									3
南河原保育園												1										1
高齢者福祉課													4	1								5
<u>健康づくり課</u>												<u>2</u>		<u>2</u>								<u>4</u>
都市計画課												3		3								6
建築開発課												2										2
下水道課											2			2								4
水道課											3	2		3					1			9
管理課												2										2
道路治水課										1	1	1		4								7
営繕課												1		2								3
教育総務課												1										<u>1</u>
学校給食センター														1								1
教育支援センター														1								1
<u>生涯学習スポーツ課</u>												2										2
文化財保護課													1	1								2
中央公民館											1											1
図書館														2			1					<u>3</u>
郷土博物館												1										1
<u>議会事務局</u>	<u>1</u>																					<u>1</u>
消防本部	1										3			1			<u>13</u>		2			<u>20</u>
北分署																	3					3
西分署																	<u>4</u>					<u>4</u>
消防分団																	22					22
いきいき財団													2		5							7
合計	<u>9</u>	4	<u>20</u>	<u>26</u>	24	<u>35</u>	0	<u>43</u>	<u>1</u>	2	5											169

P93	<b>イ 学童保育室</b>				P95	<b>イ 学童保育室</b>			
	No	施設名	所在地	電話 F A X		No	施設名	所在地	電話 F A X
	1	忍第一学童保育室	<u>本丸7番20号</u>	556-0402		1	忍第一学童保育室	<u>本丸5番10号</u>	556-0402
	2	忍第二学童保育室	本丸7番20号	556-1139		2	忍第二学童保育室	本丸7番20号	556-1139
	(略)					(略)			
	13	太田学童保育室	大字小針 3521 番地	554-2448		13	太田学童保育室	大字小針 3521 番地	554-2448
	14	<u>泉太井第一学童保育室</u>	大字持田 70 番地	554-5808		14	<u>泉太井学童保育室</u>	大字持田 70 番地	554-5808
	15	<u>泉太井第二学童保育室</u>	<u>大字持田 70 番地</u>	<u>577-4947</u>		15	<u>太井学童保育室</u>	<u>棚田町 1 丁目 58 番 10 号</u>	<u>556-5340</u> <u>556-5949</u>
	16	<u>埼玉第一学童保育室</u>	大字埼玉 4602 番地	559-2500		16	<u>埼玉学童保育室</u>	大字埼玉 4602 番地	559-2500
	<u>17</u>	<u>埼玉第二学童保育室</u>	<u>大字埼玉 4610 番地 2</u>	<u>559-2500</u>		(略)			
	<u>18</u>	南河原学童保育室	大字南河原 782 番地	557-3331		<u>17</u>	南河原学童保育室	大字南河原 782 番地	557-3331
	<u>19</u>	下忍学童保育室	大字下忍 2451 番地	556-8840		<u>18</u>	下忍学童保育室	大字下忍 2451 番地	556-8840
	<u>20</u>	見沼学童保育室	大字荒木 1606 番地	557-5430		<u>19</u>	見沼学童保育室	大字荒木 1606 番地	557-5430
	<b>工 高齢者施設</b>					<b>工 高齢者施設</b>			
No	施設名	所在地	電話 F A X	No	施設名	所在地	電話 F A X		
(略)				(略)					
30	シルバーリゾートこころ行田	長野 2 丁目 6 番 27 号	578-4337	30	シルバーリゾートこころ行田	長野 2 丁目 6 番 27 号	578-4337		
<u>31</u>	<u>ベストライフ行田</u>	<u>栄町8番32号</u>	<u>0120-515-472</u>	(略)					
<u>32</u>	<u>介護付き有料老人ホーム行田フラッグ</u>	<u>持田2576</u>	<u>048-598-7833</u>	(略)					
<u>33</u>	<u>あすなろ行田</u>	<u>緑町8番41号</u>	<u>557-3017</u>	(略)					
<u>34</u>	<u>かぜのおと行田</u>	<u>谷郷405番1号</u>	<u>580-5186</u>	(略)					

P96	35	<a href="#">アズーロ</a>	<a href="#">持田4811</a>	<a href="#">577-8926</a>
	<b>オ 障がい者施設</b>			
	No	施設名	所在地	電話 F A X
	(略)			
	53	放課後デイサービスとんぼ	白川戸738番地1	594-8385
	54	<a href="#">ユア・ストーリー</a>	<a href="#">佐間1丁目21番地2</a>	<a href="#">501-7783</a>
	55	<a href="#">ダリアホーム</a>	<a href="#">藤原町3丁目10番地1</a>	<a href="#">553-1855</a> <a href="#">553-1856</a>
	56	<a href="#">グランドわおんYAGOU</a>	<a href="#">谷郷1丁目12番地6</a>	<a href="#">050-2018-6392</a>
	57	<a href="#">グループホーム朝昼晩・谷郷一丁目</a>	<a href="#">谷郷1丁目17番地50</a>	<a href="#">556-5755</a> <a href="#">556-5755</a>
	58	<a href="#">グループホーム朝昼晩・谷郷</a>	<a href="#">谷郷381丁目11</a>	<a href="#">556-5755</a> <a href="#">556-5755</a>
59	<a href="#">グループホーム朝昼晩・谷郷3</a>	<a href="#">谷郷1丁目12番地6</a>	<a href="#">556-5755</a> <a href="#">556-5755</a>	
P99	<b>(2) 学校関係施設</b>			
	No	施設名	所在地	電話 F A X
	(略)			
	7	北小学校	<a href="#">大字和田 94 番地 1</a>	554-5521 554-5898
	(略)			
	27	まつたけ幼稚園	門井町2丁目19番9号	554-7348
	28	やなぎ幼稚園	大字渡柳 563 番地 3	559-1001
	(削除)			
	29	やごうこども園	谷郷2丁目5番1号	554-5752 554-5753
	<b>オ 障がい者施設</b>			
No	施設名	所在地	電話 F A X	
(略)				
53	放課後デイサービスとんぼ	白川戸738番地1	594-8385	
<b>(2) 学校関係施設</b>				
No	施設名	所在地	電話 F A X	
(略)				
7	北小学校	<a href="#">大字和田 941 番地</a>	554-5521 554-5898	
(略)				
27	まつたけ幼稚園	門井町2丁目19番9号	554-7348	
28	やなぎ幼稚園	大字渡柳 563 番地 3	559-1001	
29	<a href="#">南河原幼稚園</a>	<a href="#">大字南河原 777 番地 2</a>	<a href="#">557-0234</a>	
30	やごうこども園	谷郷2丁目5番1号	554-5752 554-5753	

P102

**8-8 下水道普及状況**

年 度	下水道管総延長 (m)	全体計画面積 (ha)	事業認可面積 (ha)	処理面積(整備面積) (ha)	処 理 人 口 (b)	処 理 戸 数 (戸)	下水道普及率(B/A)
(略)							
4	259,345	2,855	1,126	936	45,099	21,092	57.4
5	<u>260,246</u>	<u>2,855</u>	<u>1,126</u>	<u>945</u>	<u>45,146</u>	<u>21,527</u>	<u>57.8</u>
6	<u>261,030</u>	<u>1,348</u>	<u>1,174</u>	<u>959</u>	<u>44,919</u>	<u>21,636</u>	<u>58.0</u>

出典：統計ぎょうだ

**8-8 下水道普及状況**

年 度	下水道管総延長 (m)	全体計画面積 (ha)	事業認可面積 (ha)	処理面積(整備面積) (ha)	処 理 人 口 (b)	処 理 戸 数 (戸)	下水道普及率(B/A)
(略)							
4	259,345	2,855	1,126	936	45,099	21,092	57.4

出典：統計ぎょうだ

P105	<b>(5) 県制度融資の貸付（経営安定資金＜災害復旧関連＞）</b>		令和7年10月現在
	融資対象	①貸付ごとに定めている条件を満たしている。 大臣指定等貸付 知事指定等貸付 次のア～ウのいずれかに該当する。 ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の影響を受けており、セーフティネット保証の認定を受けている。 ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。 ②信用保証対象業種を営んでいる。 ③県内で客観的に事業に着手していること。 ④事業税等を滞納していない。 ⑤事業に必要な許認可等を取得している。 等	
	融資限度額	大臣指定等貸付：①設備資金 <sup>※1</sup> 8,000万円、②運転資金 <sup>※2</sup> 8,000万円 （①②併用の場合は、合計1億6,000万円） 知事指定等貸付：③設備資金 <sup>※1</sup> 8,000万円、④運転資金 <sup>※2</sup> 8,000万円 （③④併用の場合は、合計1億6,000万円） （①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円） ※1：中小企業組合の場合は1億円、※2：中小企業組合の場合 8,000万円	
	融資条件	用途 設備資金及び運転資金	貸付期間 1年超10年以内
		利率 大臣指定等貸付： <u>年1.3～1.5%以内（令和7年10月現在）</u> 知事指定等貸付： <u>年1.4～1.6%以内（令和7年10月現在）</u>	担保 金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
		保証人 個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要	信用保証 埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
	償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
	申込受付場所	中小企業者：商工会議所又は商工会 中小企業組合：埼玉県中小企業団体中央会	
	※詳細については埼玉県金融課ホームページ参照 ※融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定		
	<b>(5) 県制度融資の貸付（経営安定資金＜災害復旧関連＞）</b>		令和5年10月現在
	融資対象	①貸付ごとに定めている条件を満たしている。 大臣指定等貸付 知事指定等貸付 次のア～ウのいずれかに該当する。 ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の影響を受けており、セーフティネット保証の認定を受けている。 ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。 ②信用保証対象業種を営んでいる。 ③県内で客観的に事業に着手していること。 ④事業税等を滞納していない。 ⑤事業に必要な許認可等を取得している。 等	
	融資限度額	大臣指定等貸付：①設備資金 <sup>※1</sup> 8,000万円、②運転資金 <sup>※2</sup> 8,000万円 （①②併用の場合は、合計1億6,000万円） 知事指定等貸付：③設備資金 <sup>※1</sup> 8,000万円、④運転資金 <sup>※2</sup> 8,000万円 （③④併用の場合は、合計1億6,000万円） （①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円） ※1：中小企業組合の場合は1億円、※2：中小企業組合の場合 8,000万円	
	融資条件	用途 設備資金及び運転資金	貸付期間 1年超10年以内
		利率 大臣指定等貸付： <u>年1.0～1.2%以内（令和5年10月現在）</u> 知事指定等貸付： <u>年1.1～1.3%以内（令和5年10月現在）</u>	担保 金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
		保証人 個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要	信用保証 埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
	償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
	申込受付場所	中小企業者：商工会議所又は商工会 中小企業組合：埼玉県中小企業団体中央会	
	※詳細については埼玉県金融課ホームページ参照 ※融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定		

P106	<p><b>9-2 住宅の復興に係る融資等（災害復興住宅融資）</b></p> <p><b>(1) 建設資金</b></p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象者</td> <td> <p>災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、<u>地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方</u>  <u>ご自分または被災した親等が居住するための住宅を建設する方</u>  <u>日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方</u></p> </td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資</li> <li>融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要</li> <li>床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）</li> <li>融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</li> <li>この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地を取得する場合</td> <td>5,500万円</td> <td>「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合</td> <td>4,500万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table> <p><b>(2) 購入資金</b></p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象者</td> <td> <p>災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、<u>地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方</u>  <u>ご自分または被災した親等が居住するための住宅を購入する方</u>  <u>日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方</u></p> </td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための購入資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資</li> <li>融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要</li> <li>床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）</li> <li>融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</li> <li>この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる</li> <li>■新築住宅の購入 <ul style="list-style-type: none"> <li>申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること</li> <li>申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと</li> </ul> </li> <li>■中古住宅の購入 <ul style="list-style-type: none"> <li>申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅であること</li> <li>申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと</li> <li>機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること</li> </ul> </li> </ul> <p>■融資額</p> </td> </tr> </table>	貸付対象者	<p>災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、<u>地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方</u>  <u>ご自分または被災した親等が居住するための住宅を建設する方</u>  <u>日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方</u></p>	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資</li> <li>融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要</li> <li>床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）</li> <li>融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</li> <li>この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地を取得する場合</td> <td>5,500万円</td> <td>「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合</td> <td>4,500万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	融資限度額	返済期間（最長）	土地を取得する場合	5,500万円	「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」	土地を取得しない場合	4,500万円		貸付対象者	<p>災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、<u>地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方</u>  <u>ご自分または被災した親等が居住するための住宅を購入する方</u>  <u>日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方</u></p>	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための購入資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資</li> <li>融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要</li> <li>床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）</li> <li>融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</li> <li>この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる</li> <li>■新築住宅の購入 <ul style="list-style-type: none"> <li>申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること</li> <li>申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと</li> </ul> </li> <li>■中古住宅の購入 <ul style="list-style-type: none"> <li>申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅であること</li> <li>申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと</li> <li>機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること</li> </ul> </li> </ul> <p>■融資額</p>
	貸付対象者	<p>災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、<u>地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方</u>  <u>ご自分または被災した親等が居住するための住宅を建設する方</u>  <u>日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方</u></p>																
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資</li> <li>融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要</li> <li>床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）</li> <li>融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</li> <li>この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地を取得する場合</td> <td>5,500万円</td> <td>「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合</td> <td>4,500万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	融資限度額	返済期間（最長）	土地を取得する場合	5,500万円	「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」	土地を取得しない場合	4,500万円									
項目	融資限度額	返済期間（最長）																
土地を取得する場合	5,500万円	「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」																
土地を取得しない場合	4,500万円																	
貸付対象者	<p>災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、<u>地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方</u>  <u>ご自分または被災した親等が居住するための住宅を購入する方</u>  <u>日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方</u></p>																	
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための購入資金に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資</li> <li>融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要</li> <li>床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）</li> <li>融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</li> <li>この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる</li> <li>■新築住宅の購入 <ul style="list-style-type: none"> <li>申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること</li> <li>申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと</li> </ul> </li> <li>■中古住宅の購入 <ul style="list-style-type: none"> <li>申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅であること</li> <li>申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと</li> <li>機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること</li> </ul> </li> </ul> <p>■融資額</p>																	

 **9-2 住宅の復興に係る融資等（災害復興住宅融資）**  **(1) 建設資金**   | 貸付対象者      | <p>自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象（住宅が「大規模半壊」または「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）</p>  |          |       |          |           |        |     |            |        | |------------|--|----------|-------|----------|-----------|--------|-----|------------|--------| | 支援内容       | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資</li> <li>融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要</li> <li>床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）</li> <li>融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</li> <li>この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地を取得する場合</td> <td>3700万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合</td> <td>2700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p> | 項目       | 融資限度額 | 返済期間（最長） | 土地を取得する場合 | 3700万円 | 35年 | 土地を取得しない場合 | 2700万円 | | 項目         | 融資限度額  | 返済期間（最長） |       |          |           |        |     |            |        | | 土地を取得する場合  | 3700万円   | 35年      |       |          |           |        |     |            |        | | 土地を取得しない場合 | 2700万円   |          |       |          |           |        |     |            |        |   **(2) 購入資金**   |       |   | |-------|---| | 貸付対象者 | <p>自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を購入する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）</p>  | | 支援内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を購入する場合に受けられる融資</li> <li>融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要</li> <li>床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）。</li> <li>融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</li> <li>この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる。</li> <li>■新築住宅の購入 <ul style="list-style-type: none"> <li>申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること。</li> <li>申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと。</li> </ul> </li> <li>■中古住宅の購入 <ul style="list-style-type: none"> <li>申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅であること。</li> <li>申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと。</li> <li>機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること。</li> </ul> </li> </ul> <p>■融資額</p> | |

			融資限度額	返済期間（最長）				融資限度額	返済期間（最長）	
			5,500万円	「35年」又は「年齢に応じた最 長返済期間」				3700万円	35年	
								※被災親族同居の場合は+640万円		